

長南町地域防災計画

【資料編】

《資料編　目次》

1. 総則・基本	資-1
1.1 長南町防災基本条例	資-1
1.2 長南町防災会議条例	資-3
1.3 長南町防災会議委員名簿	資-4
2. 災害環境	資-5
2.1 急傾斜地崩壊危険区域一覧	資-5
2.2 土砂災害警戒区域一覧	資-5
2.3 山腹崩壊危険地区一覧	資-16
2.4 災害危険区域内の要配慮者利用施設等一覧	資-17
3. 災害情報	資-18
3.1 気象情報発表基準	資-18
3.2 防災関係機関連絡先一覧	資-19
3.3 災害派遣要請様式	資-21
3.4 被害の認定基準	資-23
3.5 長南町罹災証明書交付規程	資-27
4. 防災資源	資-28
4.1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧	資-28
4.2 臨時ヘリコプター臨時離発着場	資-28
4.3 防災関連施設等分布図	資-29
5. 実施要領・様式	資-30
5.1 避難所運営様式（避難所開設状況報告）	資-30
5.2 避難所運営様式（避難者カード）	資-31
5.3 避難所運営様式（食料・物資依頼票）	資-32
5.4 規制除外車両事前届出書	資-33
5.5 緊急通行車両等確認申出書	資-34
5.6 緊急通行車両標章	資-35
5.7 災害対策基本法に基づく車両通行止表示	資-35
5.8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	資-36
6. 防災組織・協力体制	資-40
6.1 長南町災害対策本部条例	資-40
6.2 災害時における千葉県内市町村間の相互援応援に関する基本協定	資-41
6.3 災害時の医療活動に関する協定書	資-43
6.4 災害時における応急復旧工事等に関する協定書	資-45
6.5 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書	資-46
6.6 災害時における救援物資の提供に関する協定書	資-48
6.7 備蓄飲料水の供給に関する覚書	資-49
6.8 災害時における長南町と長南町社会福祉協議会との協力体制に関する協定書	資-50
6.9 災害時の情報交換に関する協定書	資-52
6.10 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	資-53
6.11 災害時飲料水の無償提供に関する覚書（伊藤園）	資-54
6.12 災害時における一時避難所としての使用に関する協定書	資-55
6.13 災害時における応急復旧工事等に関する協定書	資-57

6.14 除雪等業務の協力に関する基本協定書	資-58
6.15 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	資-59
6.16 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	資-61
6.17 大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	資-63
6.18 長南町と日本郵便株式会社茂原郵便局及び長南郵便局との包括連携協定書	資-68
6.19 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書	資-70
6.20 大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	資-72
6.21 災害に係る情報発信等に関する協定	資-77
6.22 災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定書	資-78
6.23 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	資-80
6.24 災害時における支援協力に関する協定書	資-85
6.25 大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	資-87
6.26 災害時における物資供給に関する協定	資-92
6.27 災害時支援協定書	資-94
6.28 災害時における災害復旧対策等業務に関する協定書	資-96
6.29 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	資-98
6.30 災害時における什器・備品等の供給協力に関する協定書	資-100
6.31 災害時における物資供給に関する協定書	資-102
6.32 災害時における燃料等の供給に関する協定書	資-104

【1. 総則・基本】

1. 総則・基本

1.1 長南町防災基本条例

平成 25 年 12 月 6 日条例第 30 号

(目的)

第1条 この条例は、長南町の防災対策について、基本理念及び基本となる中心的事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い安全なまちづくりを目指すことを目的とする。

(基本理念)

第2条 防災対策は、自らのことは自らが守る自助を基本とし、地域において互いに助け合う共助及び町が安全を確保する公助に基づき、町民、事業者及び町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して実施されなければならない。

2 防災対策に関する計画の策定及びその実施に当たっては、女性の参画を推進し、男女双方の視点を取り入れることにより、多様な主体の意見の反映に努めなければならない。

(地域防災計画)

第3条 長南町防災会議（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき置かれる市町村防災会議をいう。）は、前条の基本理念を長南町地域防災計画（同法第 2 条第 10 号の市町村地域防災計画をいう。）に反映させるよう努めなければならない。

(防災訓練)

第4条 町は、自主防災組織及び防災関係機関と連携し、総合的な防災訓練を実施するよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、前項のほか、町自治会等を単位とした防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(情報収集連絡体制などの整備等)

第5条 町は、災害時に備え、災害に関する情報を収集し、及びこれを伝達するための体制を整備するよう努めなければならない。

2 町民及び事業者は、災害に関する情報の収集、把握及び安全を確保するため、自らが災害に備えるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(物資の備蓄等)

第6条 町は、災害時に備え、必要な物資及び資器材を計画的に備蓄し、整備するとともに、災害時における円滑な運搬及び配給の体制を確保するよう努めなければならない。

(自主防災組織に対する支援)

第7条 町は、自主防災組織に対し、必要な支援及び協力を行うことにより、その充実を図るとともに、その地域の防災活動において中心的な役割を担う人材の育成支援に努めなければならない。

(災害時要援護者の対策)

第8条 町、事業者、自主防災組織等は、災害時に備え、災害時要援護者に配慮した対策を推進するよう努めるものとする。

2 町は、関係機関と連携し、災害時要援護者に関する必要な情報を収集するよう努めなければならない。

(応急活動)

第9条 町は、災害時において、応急活動を行うための体制を確立し、国、県、町民、事業者、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア等と連携を図り、予防対策が十分に発揮されるよう努めるとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 町民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、災害時において、相互に連携し、補完するこ

【1. 総則・基本】

とにより、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(避難所の開設等)

第10条 町は、災害時において、被災者の収容のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設するよう努めなければならない。

2 町は、避難所の運営に当たっては、自主防災組織、ボランティア等と連携し、特に災害時要援護者、女性、子ども等に配慮するよう努めなければならない。

(復旧・復興対策)

第11条 町は、災害により町内に甚大な被害が発生したときは、国、県、町民、事業者、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア等と連携し、町民の生活の再建、町の復旧その他の復旧・復興に関する事業を迅速かつ計画的に実施するよう努めなければならない。

(他の地方公共団体への支援)

第12条 町は、他の地方公共団体において大規模な災害が発生したときは、相互協力の理念に基づき、必要な支援に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【1. 総則・基本】

1.2 長南町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 20 日条例第 18 号
最終改正 平成 25 年 3 月 11 日条例第 10 号

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、長南町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長南町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 千葉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 千葉県警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する職にある者
 - (6) 教育長の職にある者
 - (7) 長生郡市広域市町村圏組合消防長及び消防団長の職にある者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) 女性の視点から防災に関する提言ができる者として町長が任命する者
 - (10) その他必要と認める関係機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、30 人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、千葉県の職員、長南町の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

〔中略〕

附 則（平成 25 年 3 月 11 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

【1. 総則・基本】

1.3 長南町防災会議委員名簿

(令和7年3月1日現在)

区分	区分内容	職名	住所	電話
1	会長	町長	長南町長	長南町長南 2110 46-2111
2	第1号委員	県職員	長生地域振興事務所長	茂原市茂原 1102-1 22-1711
3	第1号委員	県職員	長生土木事務所長	〃 26-3702
4	第1号委員	県職員	長生農業事務所長	〃 22-1751
5	第1号委員	県職員	長生健康福祉センター長	〃 22-5167
6	第2号委員	県職員	千葉県茂原警察署長	茂原市早野新田 7 22-0110
7	第3号委員	指定地方行政機関の職員	関東農政局千葉県拠点地方参事官	千葉市中央区本千葉町 10-18 043-224-5611
8	第4号委員	指定公共機関・指定地方公共機関の職員	長生都市広域市町村圏組合水道部長	茂原市高師 395-2 23-9481
9	第4号委員	指定公共機関・指定地方公共機関の職員	長生都市広域市町村圏組合環境衛生課長	茂原市下永吉 2101 23-4944
10	第4号委員	指定公共機関・指定地方公共機関の職員	東日本電信電話（株）千葉事業部千葉支店長	千葉市美浜区中瀬 1-6 エム・ペ・イ・エ・イト幕張ビル 8 階 043-211-8652
11	第4号委員	指定公共機関・指定地方公共機関の職員	東京電力パワーグリッド（株）茂原事務所長	茂原市八千代 2-3-1 090-1837-8438
12	第5号委員	市町村職員	長南町 副町長	長南町長南 2110 46-2111
13	第5号委員	市町村職員	長南町 総務課長	〃
14	第5号委員	市町村職員	長南町 福祉課長	〃
15	第5号委員	市町村職員	長南町 健康保険課長	〃
16	第5号委員	市町村職員	長南町 生活環境課長	〃
17	第5号委員	市町村職員	長南町 建設課長	〃
18	第5号委員	市町村職員	長南町 産業振興課長	〃
19	第5号委員	市町村職員	長南町 ガス課長	〃
20	第6号委員	教育長	長南町 教育長	〃
21	第7号委員	消防長	長生都市広域市町村圏組合消防長	茂原市茂原 598 22-0119
22	第7号委員	消防団長	長生都市広域市町村圏組合消防団長	〃
23	第8号委員	学識経験者	長生都市広域市町村圏組合消防団 第9支団支団長	—
24	第8号委員	自主防災組織	元宿地区自主防災会 代表	—
25	第9号委員	女性の視点	町民代表	—
26	第9号委員	女性の視点	町民代表	—
27	第9号委員	女性の視点	町民代表	—
28	第10号委員	その他	陸上自衛隊高射学校高射教導隊 第2高射中隊長	千葉市若葉区若松町 902 043-422-0221
29	第10号委員	その他	銚子地方気象台長	銚子市川口町 2-6431 0479-23-7705

※区分は、長南町防災会議条例第3条第6項による。

【2. 災害環境】

2. 災害環境

2.1 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(令和2年7月14日現在)

地区名	所在地	指定面積 (平方メートル)	指定年月日	指定番号	告示番号
米満	米満	854.00	昭和63年3月4日	225	千第179号
地蔵前	長南	4,132.72	平成20年4月11日	493	千第430号

2.2 土砂災害警戒区域一覧

(令和7年3月1日現在)

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
1	長南町市野々	市野々7	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	西地区
2	長南町市野々	市野々21	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	西地区
3	長南町棚毛	棚毛6	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
4	長南町又富	又富1	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
5	長南町又富	又富11	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
6	長南町又富	又富15	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
7	長南町又富	又富16	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
8	長南町又富	又富18	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
9	長南町米満	米満9	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
10	長南町米満	米満4	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
11	長南町岩川	岩川6	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
12	長南町岩川	岩川5	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
13	長南町関原	関原7	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
14	長南町関原	関原9	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
15	長南町関原	関原10	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
16	長南町関原	関原2	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
17	長南町関原	関原4	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
18	長南町千田	千田17	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
19	長南町笠森	笠森7	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
20	長南町深沢	深沢8	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
21	長南町深沢	深沢7	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
22	長南町深沢	深沢6	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
23	長南町深沢	深沢4	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
24	長南町深沢	深沢3	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
25	長南町笠森	笠森5	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
26	長南町笠森	笠森8	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
27	長南町笠森	笠森2	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
28	長南町笠森	笠森3	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
29	長南町蔵持	蔵持5	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
30	長南町蔵持	蔵持2	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
31	長南町蔵持	蔵持3	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
32	長南町千田	千田20	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
33	長南町坂本	坂本13	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
34	長南町長南	長南7	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
35	長南町坂本	坂本7	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
36	長南町坂本	坂本5	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
37	長南町坂本	坂本16	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
38	長南町坂本	坂本19	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
39	長南町坂本	坂本18	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
40	長南町坂本	坂本35	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
41	長南町蔵持	蔵持14	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
42	長南町蔵持	蔵持21	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
43	長南町長南	地蔵前2	急傾斜地の崩壊	一部解除 (H25.3.26)	○	長南地区
44	長南町坂本	坂本42	急傾斜地の崩壊	H25.3.16	○	長南地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
45	長南町坂本	坂本 40	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 16	○	長南地区
46	長南町報恩寺	報恩寺 3	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 16	○	西地区
47	長南町報恩寺	報恩寺 4	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 16	○	西地区
48	長南町豊原	豊原 14	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 16	○	東地区
49	長南町水沼	水沼 9	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 16	○	西地区
50	長南町水沼	水沼 8	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 16	○	西地区
51	長南町佐坪	佐坪 7	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 16	○	西地区
52	長南町地引	地引 8	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 16	○	東地区
53	長南町市野々	市野々 3	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 16	○	西地区
54	長南町千田	千田 2	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
55	長南町千田	千田 3	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
56	長南町千田	千田 18	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
57	長南町千田	千田 19	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
58	長南町棚毛	棚毛 4	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
59	長南町棚毛	棚毛 5	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
60	長南町棚毛	棚毛 7	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
61	長南町棚毛	棚毛 8	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
62	長南町棚毛	棚毛 10	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
63	長南町棚毛	棚毛 11	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
64	長南町棚毛	棚毛 12	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
65	長南町棚毛	棚毛 13	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
66	長南町棚毛	棚毛 14	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
67	長南町棚毛	棚毛 15	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
68	長南町棚毛	棚毛 16	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
69	長南町棚毛	棚毛 17	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
70	長南町棚毛	棚毛 21	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
71	長南町棚毛	棚毛 22	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
72	長南町又富	又富 2	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
73	長南町又富	又富 3	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
74	長南町又富	又富 4	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
75	長南町又富	又富 5	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
76	長南町又富	又富 7	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
77	長南町又富	又富 8	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
78	長南町又富	又富 9	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
79	長南町又富	又富 10	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
80	長南町又富	又富 12	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
81	長南町又富	又富 13	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
82	長南町又富	又富 14	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
83	長南町棚毛	棚毛 18	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
84	長南町棚毛	棚毛 19	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
85	長南町棚毛	棚毛 20	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
86	長南町千田	千田 24	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
87	長南町千田	千田 25	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
88	長南町千田	千田 26	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
89	長南町千田	千田 27	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
90	長南町千田	千田 28	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
91	長南町千田	千田 29	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
92	長南町千田	千田 30	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
93	長南町棚毛	棚毛 29	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
94	長南町千田	千田 31	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
95	長南町千田	千田 1	急傾斜地の崩壊	H25. 1. 22	○	豊栄地区
96	長南町米満	米満	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
97	長南町米満	米満 2	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
98	長南町米満	米満 3	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
99	長南町米満	米満 5	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
100	長南町米満	米満 6	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
101	長南町米満	米満 7	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
102	長南町米満	米満 8	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
103	長南町米満	米満 10	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
104	長南町米満	米満 11	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
105	長南町米満	米満 12	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
106	長南町米満	米満 13	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
107	長南町米満	米満 14	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
108	長南町米満	米満 15	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
109	長南町米満	米満 16	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
110	長南町米満	米満 17	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
111	長南町今泉	今泉 1	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
112	長南町今泉	今泉 2	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
113	長南町今泉	今泉 3	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
114	長南町今泉	今泉 4	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
115	長南町今泉	今泉 5	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
116	長南町今泉	今泉 6	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
117	長南町今泉	今泉 7	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
118	長南町今泉	今泉 8	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
119	長南町今泉	今泉 9	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
120	長南町今泉	今泉 10	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
121	長南町今泉	今泉 11	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
122	長南町今泉	今泉 12	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
123	長南町今泉	今泉 13	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
124	長南町今泉	今泉 14	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
125	長南町岩川	岩川 1	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
126	長南町岩川	岩川 2	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
127	長南町岩川	岩川 3	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
128	長南町岩川	岩川 4	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
129	長南町岩川	岩川 7	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
130	長南町岩川	岩川 8	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
131	長南町関原	関原 3	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
132	長南町千田	千田 9	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
133	長南町千田	千田 10	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
134	長南町千田	千田 14	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
135	長南町千田	千田 15	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
136	長南町千田	千田 16	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	—	豊栄地区
137	長南町棚毛	棚毛 23	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
138	長南町棚毛	棚毛 24	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
139	長南町棚毛	棚毛 25	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
140	長南町棚毛	棚毛 26	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
141	長南町棚毛	棚毛 27	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
142	長南町棚毛	棚毛 28	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
143	長南町棚毛	棚毛 30	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
144	長南町棚毛	棚毛 31	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
145	長南町棚毛	棚毛 32	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
146	長南町又富	又富 17	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
147	長南町本台	本台 1	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
148	長南町本台	本台 2	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
149	長南町本台	本台 3	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
150	長南町本台	本台 4	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
151	長南町本台	本台 5	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
152	長南町本台	本台 6	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
153	長南町本台	本台 7	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
154	長南町須田	須田 1	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
155	長南町須田	須田 2	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
156	長南町坂本	坂本 1	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
157	長南町坂本	坂本 2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
158	長南町坂本	坂本 3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
159	長南町坂本	坂本 4	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
160	長南町坂本	坂本 8	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
161	長南町坂本	坂本 9	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
162	長南町坂本	坂本 20	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
163	長南町坂本	坂本 21	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
164	長南町坂本	坂本 39	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
165	長南町坂本	坂本 53	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
166	長南町坂本	坂本 56	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
167	長南町坂本	坂本 57	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
168	長南町坂本	坂本 58	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
169	長南町坂本	坂本 59	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
170	長南町坂本	坂本 60	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
171	長南町坂本	坂本 61	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
172	長南町坂本	坂本 62	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
173	長南町坂本	坂本 63	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
174	長南町坂本	坂本 64	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
175	長南町坂本	坂本 65	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
176	長南町坂本	坂本 66	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
177	長南町坂本	坂本 67	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
178	長南町坂本	坂本 68	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
179	長南町坂本	坂本 69	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
180	長南町関原	関原 1	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
181	長南町関原	関原 6	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
182	長南町関原	関原 11	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
183	長南町千手堂	千手堂 1	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
184	長南町千手堂	千手堂 2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
185	長南町千手堂	千手堂 3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
186	長南町千手堂	千手堂 4	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
187	長南町千手堂	千手堂 5	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
188	長南町千手堂	千手堂 6	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
189	長南町千田	千田 5	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	—	豊栄地区
190	長南町千田	千田 6	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
191	長南町千田	千田 7	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
192	長南町千田	千田 8	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
193	長南町千田	千田 11	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
194	長南町千田	千田 12	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
195	長南町千田	千田 13	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
196	長南町千田	千田 21	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
197	長南町千田	千田 22	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
198	長南町千田	千田 23	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	—	豊栄地区
199	長南町千田	千田 32	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
200	長南町千田	千田 33	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
201	長南町千田	千田 34	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
202	長南町千田	千田 35	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
203	長南町千田	千田 36	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
204	長南町長南	長南 1	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
205	長南町長南	長南 2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
206	長南町長南	長南 3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
207	長南町長南	長南 5	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
208	長南町長南	長南 6	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
209	長南町長南	長南 9	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
210	長南町長南	長南 11	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
211	長南町長南	長南 12	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
212	長南町長南	長南 13	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
213	長南町長南	長南 14	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
214	長南町長南	長南 15	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
215	長南町長南	長南 16	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
216	長南町長南	長南 17	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
217	長南町長南	長南 18	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
218	長南町笠森	笠森 4	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
219	長南町笠森	笠森 9	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
220	長南町笠森	笠森 10	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
221	長南町蔵持	蔵持 1	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
222	長南町蔵持	蔵持 4	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
223	長南町蔵持	蔵持 6	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
224	長南町蔵持	蔵持 7	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
225	長南町蔵持	蔵持 8	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
226	長南町蔵持	蔵持 9	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
227	長南町蔵持	蔵持 10	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
228	長南町蔵持	蔵持 12	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
229	長南町蔵持	蔵持 29	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
230	長南町蔵持	蔵持 37	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
231	長南町蔵持	蔵持 38	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
232	長南町蔵持	蔵持 39	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
233	長南町蔵持	蔵持 40	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
234	長南町蔵持	蔵持 41	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
235	長南町蔵持	蔵持 42	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
236	長南町蔵持	蔵持 43	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
237	長南町蔵持	蔵持 44	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
238	長南町坂本	坂本 10	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
239	長南町坂本	坂本 11	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
240	長南町坂本	坂本 12	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
241	長南町坂本	坂本 14	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
242	長南町坂本	坂本 15	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
243	長南町坂本	坂本 17	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
244	長南町坂本	坂本 70	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
245	長南町深沢	深沢 1	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
246	長南町深沢	深沢 5	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
247	長南町深沢	深沢 10	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
248	長南町深沢	深沢 11	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
249	長南町深沢	深沢 13	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
250	長南町深沢	深沢 14	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
251	長南町深沢	深沢 15	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
252	長南町深沢	深沢 18	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
253	長南町長南	長南 4	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
254	長南町長南	長南 19	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
255	長南町長南	長南 20	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
256	長南町長南	長南 21	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 27	○	長南地区
257	長南町長南	長南 8	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
258	長南町長南	長南 10	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
259	長南町長南	長南 22	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
260	長南町長南	長南 23	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
261	長南町長南	長南 24	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
262	長南町市野々	市野々5	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
263	長南町市野々	市野々6	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
264	長南町市野々	市野々19	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
265	長南町市野々	市野々20	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
266	長南町市野々	市野々22	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
267	長南町市野々	市野々23	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
268	長南町市野々	市野々24	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
269	長南町小沢	小沢 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
270	長南町笠森	笠森 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
271	長南町蔵持	蔵持 11	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
272	長南町蔵持	蔵持 13	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
273	長南町蔵持	蔵持 15	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
274	長南町蔵持	蔵持 16	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
275	長南町蔵持	蔵持 17	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
276	長南町蔵持	蔵持 18	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
277	長南町蔵持	蔵持 19	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
278	長南町蔵持	蔵持 20	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
279	長南町蔵持	蔵持 22	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
280	長南町蔵持	蔵持 23	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
281	長南町蔵持	蔵持 24	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
282	長南町蔵持	蔵持 25	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
283	長南町蔵持	蔵持 36	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
284	長南町坂本	坂本 36	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
285	長南町坂本	坂本 41	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
286	長南町坂本	坂本 43	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
287	長南町坂本	坂本 44	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	長南地区
288	長南町佐坪	佐坪 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
289	長南町佐坪	佐坪 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
290	長南町佐坪	佐坪 5	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
291	長南町佐坪	佐坪 6	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
292	長南町佐坪	佐坪 8	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
293	長南町佐坪	佐坪9	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
294	長南町佐坪	佐坪17	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
295	長南町芝原	芝原2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
296	長南町芝原	芝原3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
297	長南町地引	地引1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
298	長南町地引	地引2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
299	長南町地引	地引3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
300	長南町地引	地引4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
301	長南町地引	地引6	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
302	長南町地引	地引7	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
303	長南町地引	地引9	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
304	長南町地引	地引10	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
305	長南町地引	地引11	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
306	長南町地引	地引12	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
307	長南町下小野田	下小野田1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
308	長南町関原	関原8	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	豊栄地区
309	長南町千田	千田4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	豊栄地区
310	長南町豊原	豊原1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
311	長南町豊原	豊原13	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
312	長南町豊原	豊原15	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
313	長南町豊原	豊原16	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
314	長南町豊原	豊原17	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
315	長南町豊原	豊原18	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
316	長南町豊原	豊原19	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
317	長南町豊原	豊原20	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
318	長南町豊原	豊原21	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
319	長南町豊原	豊原22	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	東地区
320	長南町水沼	水沼6	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
321	長南町水沼	水沼10	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
322	長南町水沼	水沼11	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
323	長南町水沼	水沼12	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
324	長南町水沼	水沼13	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
325	長南町報恩寺	報恩寺1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
326	長南町報恩寺	報恩寺2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
327	長南町報恩寺	報恩寺6	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
328	長南町報恩寺	報恩寺7	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 13	○	西地区
329	長南町蔵持	蔵持26	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	長南地区
330	長南町蔵持	蔵持28	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	長南地区
331	長南町蔵持	蔵持30	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	長南地区
332	長南町蔵持	蔵持31	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	長南地区
333	長南町蔵持	蔵持32	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	長南地区
334	長南町蔵持	蔵持33	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	長南地区
335	長南町蔵持	蔵持45	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	長南地区
336	長南町竹林	竹林1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
337	長南町竹林	竹林2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
338	長南町水沼	水沼1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
339	長南町水沼	水沼2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
340	長南町水沼	水沼3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
341	長南町水沼	水沼4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
342	長南町水沼	水沼5	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
343	長南町水沼	水沼7	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
344	長南町水沼	水沼15	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
345	長南町水沼	水沼16	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
346	長南町水沼	水沼17	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
347	長南町水沼	水沼18	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
348	長南町水沼	水沼19	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
349	長南町水沼	水沼20	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
350	長南町水沼	水沼21	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
351	長南町市野々	市野々1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
352	長南町市野々	市野々2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
353	長南町市野々	市野々4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区
354	長南町市野々	市野々9	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 23	○	西地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
355	長南町市野々	市野々11	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
356	長南町市野々	市野々12	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
357	長南町市野々	市野々13	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
358	長南町市野々	市野々14	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
359	長南町市野々	市野々15	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
360	長南町市野々	市野々16	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
361	長南町市野々	市野々17	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
362	長南町市野々	市野々18	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
363	長南町市野々	市野々25	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
364	長南町市野々	市野々26	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
365	長南町市野々	市野々27	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
366	長南町市野々	市野々28	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
367	長南町市野々	市野々30	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
368	長南町岩撫	岩撫1	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
369	長南町岩撫	岩撫2	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
370	長南町佐坪	佐坪1	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
371	長南町佐坪	佐坪3	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
372	長南町佐坪	佐坪10	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
373	長南町佐坪	佐坪11	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
374	長南町佐坪	佐坪12	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
375	長南町佐坪	佐坪13	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
376	長南町佐坪	佐坪14	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
377	長南町佐坪	佐坪15	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
378	長南町佐坪	佐坪16	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
379	長南町棚毛	棚毛1	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	豊栄地区
380	長南町棚毛	棚毛2	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	豊栄地区
381	長南町棚毛	棚毛3	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	豊栄地区
382	長南町棚毛	棚毛9	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	豊栄地区
383	長南町又富	又富6	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	豊栄地区
384	長南町茗荷沢	茗荷沢1	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
385	長南町茗荷沢	茗荷沢2	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
386	長南町茗荷沢	茗荷沢3	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
387	長南町茗荷沢	茗荷沢4	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
388	長南町茗荷沢	茗荷沢5	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
389	長南町茗荷沢	茗荷沢6	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
390	長南町茗荷沢	茗荷沢7	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
391	長南町茗荷沢	茗荷沢8	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
392	長南町茗荷沢	茗荷沢9	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
393	長南町茗荷沢	茗荷沢11	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
394	長南町茗荷沢	茗荷沢12	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
395	長南町茗荷沢	茗荷沢13	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
396	長南町茗荷沢	茗荷沢14	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
397	長南町茗荷沢	茗荷沢15	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
398	長南町茗荷沢	茗荷沢16	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
399	長南町深沢	深沢9	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	長南地区
400	長南町深沢	深沢16	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	長南地区
401	長南町山内	山内1	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
402	長南町山内	山内2	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
403	長南町山内	山内3	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
404	長南町山内	山内4	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
405	長南町山内	山内5	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
406	長南町山内	山内6	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
407	長南町山内	山内7	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
408	長南町山内	山内8	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
409	長南町山内	山内9	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
410	長南町山内	山内10	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
411	長南町山内	山内11	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
412	長南町山内	山内12	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
413	長南町山内	山内13	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
414	長南町山内	山内14	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
415	長南町小沢	小沢4	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区
416	長南町小沢	小沢5	急傾斜地の崩壊	R2.3.23	○	西地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
417	長南町芝原	芝原1	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
418	長南町芝原	芝原4	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
419	長南町芝原	芝原5	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
420	長南町芝原	芝原6	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
421	長南町芝原	芝原8	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
422	長南町芝原	芝原9	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
423	長南町芝原	芝原10	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
424	長南町芝原	芝原11	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
425	長南町芝原	芝原12	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
426	長南町芝原	芝原13	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
427	長南町芝原	芝原14	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
428	長南町芝原	芝原15	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
429	長南町芝原	芝原16	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
430	長南町下小野田	下小野田2	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
431	長南町下小野田	下小野田3	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
432	長南町下小野田	下小野田4	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
433	長南町下小野田	下小野田5	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
434	長南町小生田	小生田1	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
435	長南町小生田	小生田2	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
436	長南町小生田	小生田3	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
437	長南町小生田	小生田4	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
438	長南町小生田	小生田5	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
439	長南町小生田	小生田6	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
440	長南町小生田	小生田8	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
441	長南町小生田	小生田9	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
442	長南町小生田	小生田10	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
443	長南町小生田	小生田11	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
444	長南町小生田	小生田12	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
445	長南町小生田	小生田13	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
446	長南町小生田	小生田14	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
447	長南町小生田	小生田15	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
448	長南町小生田	小生田16	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
449	長南町小生田	小生田17	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
450	長南町上小野田	上小野田1	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
451	長南町上小野田	上小野田2	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
452	長南町上小野田	上小野田3	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
453	長南町上小野田	上小野田4	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
454	長南町上小野田	上小野田5	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
455	長南町上小野田	上小野田6	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
456	長南町上小野田	上小野田7	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
457	長南町上小野田	上小野田8	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
458	長南町上小野田	上小野田9	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
459	長南町上小野田	上小野田10	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
460	長南町上小野田	上小野田11	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
461	長南町上小野田	上小野田13	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区
462	長南町坂本	坂本22	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
463	長南町坂本	坂本23	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
464	長南町坂本	坂本24	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
465	長南町坂本	坂本25	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
466	長南町坂本	坂本26	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
467	長南町坂本	坂本27	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
468	長南町坂本	坂本28	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
469	長南町坂本	坂本29	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
470	長南町坂本	坂本31	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
471	長南町坂本	坂本32	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
472	長南町坂本	坂本33	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
473	長南町坂本	坂本34	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
474	長南町坂本	坂本47	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
475	長南町坂本	坂本48	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
476	長南町坂本	坂本49	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
477	長南町坂本	坂本71	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	長南地区
478	長南町地引	地引5	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	○	東地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
479	長南町豊原	豊原 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	東地区
480	長南町豊原	豊原 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	東地区
481	長南町豊原	豊原 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	東地区
482	長南町豊原	豊原 5	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	東地区
483	長南町豊原	豊原 6	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	東地区
484	長南町豊原	豊原 7	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	東地区
485	長南町豊原	豊原 8	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	東地区
486	長南町豊原	豊原 9	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	東地区
487	長南町豊原	豊原 10	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	東地区
488	長南町豊原	豊原 11	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	東地区
489	長南町豊原	豊原 12	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	東地区
490	長南町豊原	豊原 25	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	東地区
491	長南町豊原	豊原 29	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	東地区
492	長南町給田	給田 5	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	東地区
493	長南町市野々	市野々29	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	○	西地区
494	長南町小生田	小生田上沢 1	土石流	R3. 3. 19	○	東地区
495	長南町小生田	小生田上沢 2	土石流	R3. 3. 19	○	東地区
496	長南町小生田	小生田上沢 3	土石流	R3. 3. 19	○	東地区
497	長南町小生田	小生田上沢 4	土石流	R3. 3. 19	○	東地区
498	長南町小生田	小生田上沢 5	土石流	R3. 3. 19	—	東地区
499	長南町小生田	小生田上沢 6	土石流	R3. 3. 19	—	東地区
500	長南町小生田	小生田上沢 7	土石流	R3. 3. 19	○	東地区
501	長南町小生田	小生田上沢 8	土石流	R3. 3. 19	○	東地区
502	長南町小生田	小生田下沢	土石流	R3. 3. 19	○	東地区
503	長南町市野々	堀田沢	土石流	R3. 3. 19	—	西地区
504	長南町佐坪	永沼沢	土石流	R3. 3. 19	○	西地区
505	長南町上小野田	上小野田沢 1	土石流	R3. 3. 19	—	東地区
506	長南町上小野田	上小野田沢 2	土石流	R3. 3. 19	○	東地区
507	長南町下小野田	下小野田沢	土石流	R3. 3. 19	—	東地区
508	長南町給田	給田沢	土石流	R3. 3. 19	○	東地区
509	長南町小生田	小生田中和沢 1	土石流	R3. 3. 19	○	東地区
510	長南町小生田	小生田中和沢 2	土石流	R3. 3. 19	—	東地区
511	長南町芝原	瓜谷 1	土石流	R3. 3. 19	○	東地区
512	長南町芝原	瓜谷 2	土石流	R3. 3. 19	○	東地区
513	長南町坂本	利根里沢 1	土石流	R3. 3. 19	○	長南地区
514	長南町坂本	利根里沢 2	土石流	R3. 3. 19	○	長南地区
515	長南町深沢	深沢 1	土石流	R3. 3. 19	○	長南地区
516	長南町深沢	深沢 2	土石流	R3. 3. 19	○	長南地区
517	長南町深沢	深沢 3	土石流	R3. 3. 19	—	長南地区
518	長南町深沢	深沢 4	土石流	R3. 3. 19	○	長南地区
519	長南町深沢	深沢 5	土石流	R3. 3. 19	○	長南地区
520	長南町深沢	深沢 6	土石流	R3. 3. 19	—	長南地区
521	長南町蔵持	蔵持四番組沢 1	土石流	R3. 3. 19	—	長南地区
522	長南町蔵持	蔵持四番組沢 2	土石流	R3. 3. 19	○	長南地区
523	(茂原市台田、野牛)、 長南町坂本	台田 6	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 19	○	長南地区
524	長南町長南	長南 25	急傾斜地の崩壊	R6. 6. 7	○	長南地区
525	長南町長南	長南 26	急傾斜地の崩壊	R6. 6. 7	○	長南地区
526	長南町長南	長南 27	急傾斜地の崩壊	R6. 6. 7	○	長南地区
527	長南町長南	長南 28	急傾斜地の崩壊	R6. 6. 7	○	長南地区
528	長南町長南	長南 29	急傾斜地の崩壊	R6. 6. 7	○	長南地区
529	長南町長南	長南 30	急傾斜地の崩壊	R6. 6. 7	○	長南地区
530	長南町長南	長南 31	急傾斜地の崩壊	R6. 6. 7	○	長南地区
531	長南町長南、坂本	長南 32	急傾斜地の崩壊	R6. 6. 7	○	長南地区
532	長南町長南	長南 33	急傾斜地の崩壊	R6. 6. 7	○	長南地区
533	長南町長南	長南 34	急傾斜地の崩壊	R6. 6. 7	○	長南地区
534	長南町長南、坂本	長南 35	急傾斜地の崩壊	R6. 6. 7	○	長南地区
535	長南町下小野田	下小野田 6	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
536	長南町下小野田、小沢	下小野田 7	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
537	長南町下小野田	下小野田 8	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
538	長南町給田、下小野田	給田 6	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
539	長南町給田、地引	給田 7	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
540	長南町給田	給田 8	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
541	長南町給田	給田 9	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	-	東地区
542	長南町給田、豊原	給田 10	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	-	東地区
543	長南町坂本	坂本 72	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
544	長南町坂本	坂本 73	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
545	長南町坂本	坂本 74	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
546	長南町坂本	坂本 75	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
547	長南町坂本	坂本 76	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
548	長南町坂本	坂本 77	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
549	長南町坂本	坂本 78	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
550	長南町坂本	坂本 79	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
551	長南町坂本	坂本 80	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
552	長南町坂本	坂本 81	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
553	長南町坂本	坂本 82	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
554	長南町坂本	坂本 83	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
555	長南町坂本	坂本 84	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
556	長南町坂本	坂本 85	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
557	長南町坂本	坂本 86	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
558	長南町坂本	坂本 87	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
559	長南町坂本	坂本 88	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
560	長南町坂本	坂本 89	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
561	長南町坂本	坂本 90	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
562	長南町坂本、茂原市上永吉	坂本 91	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
563	長南町坂本	坂本 92	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
564	長南町坂本	坂本 93	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
565	長南町坂本	坂本 94	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
566	長南町芝原	芝原 17	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
567	長南町芝原	芝原 18	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
568	長南町芝原	芝原 19	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
569	長南町芝原	芝原 20	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
570	長南町芝原	芝原 21	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
571	長南町芝原	芝原 22	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
572	長南町芝原	芝原 23	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
573	長南町芝原	芝原 24	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
574	長南町芝原	芝原 25	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
575	長南町芝原	芝原 26	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
576	長南町小生田	小生田 18	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
577	長南町小生田	小生田 19	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
578	長南町小生田	小生田 20	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
579	長南町小生田	小生田 21	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
580	長南町小生田	小生田 22	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
581	長南町小生田	小生田 23	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
582	長南町小生田	小生田 24	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
583	長南町小生田	小生田 25	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
584	長南町小生田	小生田 26	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
585	長南町小生田	小生田 27	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
586	長南町上小野田	上小野田 14	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
587	長南町上小野田	上小野田 15	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
588	長南町美原台、上小野田、小沢、下小野田	美原台 1	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	西地区
589	長南町美原台、上小野田	美原台 2	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	西地区
590	長南町蔵持	蔵持 46	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
591	長南町蔵持	蔵持 47	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
592	長南町蔵持	蔵持 48	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
593	長南町蔵持、又富	蔵持 49	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
594	長南町蔵持	蔵持 50	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
595	長南町蔵持	蔵持 51	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
596	長南町蔵持	蔵持 52	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
597	長南町蔵持	蔵持 53	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
598	長南町蔵持	蔵持 54	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
599	長南町蔵持	蔵持 55	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
600	長南町蔵持	蔵持 56	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
601	長南町蔵持	蔵持 57	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
602	長南町蔵持	蔵持 58	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
603	長南町蔵持	蔵持 59	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
604	長南町蔵持、長南	蔵持 60	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
605	長南町蔵持、長南	蔵持 61	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
606	長南町蔵持	蔵持 62	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
607	長南町蔵持、又富	蔵持 63	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
608	長南町地引	地引 13	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
609	長南町地引	地引 14	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
610	長南町地引	地引 15	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
611	長南町地引	地引 16	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
612	長南町地引	地引 17	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
613	長南町地引	地引 18	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
614	長南町地引	地引 19	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
615	長南町地引	地引 20	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	-	東地区
616	長南町中原	中原 1	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
617	長南町中原	中原 2	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
618	長南町中原	中原 3	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
619	長南町報恩寺、長南	報恩寺 8	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	西地区
620	長南町長南	長南 36	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
621	長南町長南	長南 37	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
622	長南町長南、報恩寺	長南 38	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
623	長南町長南、蔵持	長南 39	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
624	長南町長南	長南 40	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
625	長南町豊原	豊原 30	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
626	長南町豊原	豊原 31	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
627	長南町豊原	豊原 32	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
628	長南町豊原	豊原 33	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
629	長南町豊原、睦沢町北 山田、大谷木	豊原 34	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
630	長南町豊原	豊原 35	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	-	東地区
631	長南町豊原	豊原 36	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
632	長南町豊原	豊原 37	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
633	長南町豊原	豊原 38	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
634	長南町豊原	豊原 39	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
635	長南町豊原	豊原 40	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
636	長南町豊原	豊原 41	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
637	長南町豊原	豊原 42	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
638	長南町豊原	豊原 43	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
639	長南町豊原	豊原 44	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
640	長南町豊原	豊原 45	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
641	長南町豊原、中原	豊原 46	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	東地区
642	長南町深沢	深沢 19	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
643	長南町深沢	深沢 20	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区
644	長南町深沢、笠森	深沢 21	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	○	長南地区

【2. 災害環境】

2.3 山腹崩壊危険地区一覧

(令和3年3月31日現在)

地区番号	大字	字	地区番号	大字	字	地区番号	大字	字
001	今泉	南谷	054	上小野田	滝尻	105	関原	本郷
002	米満	富永	055	上小野田	西部田	106	本台	善太谷
003	米満	曾入道	056	水沼	平田	107	笠森	観音山
004	米満	宿	057	水沼	南郷	108	笠森	観音山
005	長南	愛宕山	058	蔵持	姥田	109	笠森	弁天谷
006	蔵持	和泉谷	059	蔵持	(集会所)	110	深沢	向谷
008	蔵持	毛久藏	060	市野々	滑田	111	長南	鍛冶滝
009	竹林	前原	061	市野々	清水	112	坂本	大黒
010	岩撫	外ノ谷	062	千田	鍛冶屋谷	113	坂本	蒲ヶ谷
011	水沼	菅沢	063	千田	井山	114	坂本	境部田
012	水沼	岩ノ谷	064	小生田	唐花	115	坂本	谷川間
013	水沼	池前	065	小生田	南谷	116	豊原	表
014	山内	岡部立谷	066	給田	表	117	小生田	荒井谷
015	豊原	堰谷	067	坂本	大城	118	水沼	神廻
016	豊原	下根方	068	山内	釜/谷	119	豊原	下手
017	芝原	談所	069	佐坪	古御所	120	地引	小堰谷
018	下小野田	川崎	070	佐坪	亀ノ谷(1)	121	芝原	鍛冶ヶ谷
020	上小野田	二本榎	071	佐坪	亀ノ谷(2)	122	市野々	竹ノ沢
021	小生田	南下	072	米満	曾入道	123	小生田	荒井谷
022	佐坪	柳沢	073	芝原	志保沢			
023	市野々	佐ノ谷	074	水沼	楓谷			
024	佐坪	多感台	075	山内	寺沢			
025	山内	岡部谷	076	茗荷沢	永酒田			
026	水沼	楓谷	077	長南	新寺谷			
027	小沢	上谷	078	上小野田	東部田			
028	報恩寺	宮の下	079	深沢	岩川			
029	茗荷沢	油免	080	深沢	弘法			
030	長南	打手	081	坂本	東蒲ヶ谷			
031	長南	椎木谷	082	長南	仲宿			
032	坂本	小谷	083	本台	井戸谷			
033	中原	辺田	084	深沢	東谷			
034	坂本	利根利川間	085	小沢	寺下			
035	坂本	西谷	086	水沼	岩ノ谷			
036	坂本	利根利中	087	坂本	栗木谷			
037	坂本	脇の谷	088	坂本	川島			
038	蔵持	稻島	089	茗荷沢	辻の前			
039	佐坪	北向	090	関原	仲谷			
040	芝原	東谷	091	岩川	神曾			
041	市野々	前原	092	棚毛	新生			
042	佐坪	坪の内	093	蔵持	神明下			
043	佐坪	東谷	094	又富	中郷			
044	佐坪	赤闌	095	坂本	原通			
045	佐坪	芋ヶ谷	096	小生田	御堂谷			
046	茗荷沢	大関谷	097	市野々	大久保			
047	茗荷沢	たたら谷	098	山内	朝日			
048	茗荷沢	夷谷	099	山内	朝日			
049	茗荷沢	坂/下	100	長南	西谷			
050	長南	上宿	101	蔵持	岩部谷			
051	長南	古沢	102	下小野田	君ヶ谷			
052	長南	地蔵堂	103	千田	八幡脇			
053	上小野田	中谷	104	佐坪	布台			

【2. 災害環境】

2.4 災害危険区域内の要配慮者利用施設等一覧

(令和4年1月1日現在)

災害区分	施設名称	所在地	連絡先
土砂災害警戒区域	長南小・中学校	長南 2060	0475-46-2140 0475-46-1190
土砂災害警戒区域	長生学園幼稚園	長南 379	0475-46-1501
浸水想定区域	豊栄の里	須田 6-1	0475-46-4488
浸水想定区域	豊栄元氣クリニック	米満 6-5	0475-40-4884

【3. 災害情報】

3. 災害情報

3.1 気象情報発表基準

発表官署:銚子地方気象台

(令和6年5月23日現在)

府県予報区:千葉県		一時細分区域:北東部	市町村等をまとめた地域:山武・長生
警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準	19
	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	125
	洪水	流域雨量指数基準	三途川流域=7.9、埴生川流域=10.7、一宮川流域=14.2
		複合基準※	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
注意報	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壤雨量指数基準	87
	洪水	流域雨量指数基準	三途川流域=6.3、埴生川流域=8.5、一宮川流域=11.3
		複合基準※	三途川流域= (6、6.3)、一宮川流域= (5、11.3)
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	低温	夏期 (最低気温) : 銚子地方気象台で 16°C 以下 の日が 2 日以上継続 冬期 (最低気温) : 銚子地方気象台で -3°C 以下、千葉特別地域気象観測所で -5°C 以下	
	霜 (最低気温)	晩霜期に最低気温 4°C 以下	
	着氷・着雪	著しい着氷 (雪) が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

※ (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

【3. 災害情報】

3.2 防災関係機関連絡先一覧

(令和4年1月1日現在)

名称	所在地	電話番号 *防災無線	FAX *防災無線
千葉県			
千葉県庁危機管理課危機管理センター	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2191 *500-7305	043-222-1127 *500-7110
千葉県精神保健福祉センター	千葉市中央区仁戸名町666-2	043-263-3891	043-265-3963
長生地域振興事務所	茂原市茂原1102-1	0475-22-1711 *507-721	0475-24-0459 *507-722
長生健康福祉センター	茂原市茂原1102-1	0475-22-5167 *507-741	0475-24-3149 *507-742
長生土木事務所	茂原市茂原1102-1	0475-24-4521 *507-731	0475-25-3343 *507-732
長生農業事務所	茂原市茂原1102-1	0475-25-1141 *507-751	0475-24-9840 *507-752
東上総教育事務所	茂原市八千代2-10	0475-23-8125 *577-721	0475-25-3143 *577-722
北部林業事務所	山武市富田卜1177-7	0475-82-3121 *583-721	0475-82-4463 *583-722
東部家畜保健衛生所	東金市川場1105-3	0475-52-4101	0475-52-3335
千葉県動物愛護センター	富里市御料709-1	0476-93-5711	0476-93-5326
茂原警察署	茂原市早野新田7	0475-22-0110	—
〃 長南駐在所	長南町長南2050-6	0475-46-1193	—
自衛隊・指定地方行政機関			
陸上自衛隊下志津駐屯地 高射学校	千葉市若葉区若松町902	043-422-0221 *500-9631	043-422-0221 *500-9632
陸上自衛隊習志野駐屯地 第1空挺団	船橋市葉円台3-20-1	047-466-2141 *632-721	047-466-2141 *632-722
関東農政局千葉県拠点地方参事官室 総括担当	千葉市中央区本千葉町10-18	043-224-5611 *656-721	043-227-7135 *656-722
銚子地方気象台	銚子市川口町2-6431	0479-23-7705 *178-721	0479-22-0074 *178-722
指定公共機関・指定地方公共機関			
日本赤十字社 千葉県支部	千葉市中央区千葉港5-7	043-241-7531 500-9651	043-248-6812 500-9652
東京電力パワーグリッド(株) 茂原センター	茂原市八千代2-3-1	38-6201	—
東日本電信電話株式会社	千葉市美浜区中瀬1-6	043-211-8652 *500-9271	043-213-6065 *500-9722
日本放送協会千葉放送局	千葉市中央区千葉港5-1	043-227-7311 *500-7393	043-203-0576 *500-7394
千葉テレビ放送(株)技術局技術部	千葉市中央区都町1-1-25	043-122-6685 *500-9701	043-231-3125 *500-9702
(株)ベイエフエム 技術部	千葉市美浜区中瀬2-6-1	043-297-7847 500-9711	043-351-7862 500-9712
日本郵便(株)長南郵便局	長南町長南2393	0475-46-0001	0475-46-2385
日本通運(株)千葉支店	千葉市美浜区中瀬1-3	043-307-3761	—
(一社)千葉県トラック協会	千葉市美浜区新港212-10	043-247-1131 *654-721	043-246-7372 *654-722
(一社)千葉県バス協会	千葉市中央区市場町7-9	043-215-8805 *654-731	043-215-8807 *654-732

【3. 災害情報】

名称	所在地	電話番号 *防災無線	FAX *防災無線
(一社)千葉県L P ガス協会	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-1725	—
東日本高速道路(株)市原管理事務所	市原市村上 815	0436-21-0091	—
一部事務組合・公共的団体等			
長生郡市広域市町村圏組合			
事務局総務課	茂原市下永吉 2101	0475-23-0107	0475-24-1144
環境衛生センター	茂原市下永吉 2101	0475-23-4944	0475-26-1113
水道部	茂原市高師 395-2	0475-23-9481 *669-721	0475-23-9440 *669-722
長生病院	茂原市本納 2777	0475-34-2121	0475-34-4710
消防本部	茂原市茂原 598	0475-24-0119 *623-721	0475-24-1725 *623-722
西消防署	長南町千田 495-2	0475-46-1196	0475-46-4905
(社福)長南町社会福祉協議会	長南町長南 2110	0475-46-3391	0475-40-4050
(一社)茂原市長生郡医師会	茂原市八千代 1-5-4	0475-24-3285	0475-24-3286
(一社)茂原市長生郡歯科医師会	茂原市小林 3707-18	0475-26-5211	0475-26-5212
(一社)外房薬剤師会	茂原市高師 189-7	0475-47-2581	0475-47-2582
長生農業協同組合	茂原市高師 1153	0475-24-5111	0475-22-5715
長南町商工会	長南町長南 2528-2	0475-46-0188	0475-46-3085
小湊鐵道(株)長南営業所	長南町長南 2119	0475-46-3581	0475-46-3580
関東天然瓦斯開発(株)茂原鉱業所	茂原市茂原 661	0475-23-1313	0475-24-3330
合同資源産業(株)千葉事業所	長生村七井土 1365	0475-32-1111	0475-32-1115

【3. 災害情報】

3.3 災害派遣要請様式

(知事への自衛隊災害派遣部隊要請の様式)

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

長南町長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情況及び派遣を要請する事由

（1）災害の情況

（2）派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）活動希望区域

（2）活動内容

4 その他参考となるべき事項

【3. 災害情報】

(知事への自衛隊災害派遣部隊撤収の様式)

第 号
年 月 日

千葉県知事
様

長南町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日 付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり
派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

【3. 災害情報】

3.4 被害の認定基準

千葉県危機管理情報共有要綱運用の手引き（抜粋）

区分	被害項目	認定基準	備考
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後48時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 (※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者の中うち1月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者の中うち1月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めがたい場合は、軽傷者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難	

【3. 災害情報】

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	全壊	なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的は、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部損壊」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。

【3. 災害情報】

区分	被害項目	認定基準	備考
非住家被害	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。	
罹災世帯		1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。	
道路被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	がけくずれ		
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
その他被害	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。

【3. 災害情報】

区分	被害項目	認定基準	備考
その他被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	海岸	海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。	
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
活動体制	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	
	畑の流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	畑の冠水		
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
	府内各部局 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後30分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握したい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。

(注) 「一部破損」については「一部損壊」と表記している。

【3. 災害情報】

3.5 長南町罹災証明書交付規程

平成 22 年 10 月 1 日規程第 16 号

(趣旨)

第1条 この規程は、水災、風災、地震、その他の災害（以下「災害」という。）によって生じた被害の証明書（以下「罹災証明書」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(証明書の申請)

第2条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書（交付・再交付）申請書（別記第1号様式）に被害状況の写真及び位置図を添えて、町長に申請しなければならない。

(証明書の交付)

第3条 町長は、前条に掲げる申請書が提出されたときは、内容を審査の上、罹災証明書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(交付の特例)

第4条 罹災証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該証明書等への証明をもって前条の規定による交付に代えることができる。

(証明事項)

第5条 罹災証明書等で証明する事項は、災害による罹災に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

＜中略＞

附 則（令和2年12月15日規程第9号）

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

第1号様式＜略＞

第2号様式＜略＞

【4. 防災資源】

4. 防災資源

4.1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(令和7年3月1日現在)

(1) 指定緊急避難場所

地区名	施設名	所在地	対象災害				収容人数
			大火災	地震	洪水	土砂災害	
長南地区	長南中学校	長南 2060	○	○	—	—	2,700人
	中央公民館	長南 2125	—	—	○	○	1,600人
	旧長南小学校	長南 770-1	○	○	○	○	700人
豊栄地区	旧豊栄小学校	米満 101	○	○	—	※	1,100人
東地区	旧東小学校	地引 1239	○	○	○	○	1,500人
西地区	旧西小学校	佐坪 1351	○	○	○	○	1,600人
	陸上競技場	報恩寺 547-1	○	○	—	—	8,000人

(2) 指定避難所

地区名	施設名	所在地	対象災害				収容人数
			大火災	地震	洪水	土砂災害	
長南地区	長南中学校	長南 2060	○	○	—	—	1,700人
	中央公民館	長南 2125	—	—	○	○	300人
	旧長南小学校	長南 770-1	○	○	○	○	1,000人
豊栄地区	旧豊栄小学校	米満 101	○	○	—	※	800人
東地区	旧東小学校	地引 1239	○	○	○	○	1,000人
西地区	旧西小学校	佐坪 1351	○	○	○	○	1,100人
	農村環境改善センター	報恩寺 559	○	○	○	○	400人

(3) 福祉避難所

種別	施設名	所在地	収容人数
コミュニティ施設	農村環境改善センター	報恩寺 559	400人

(注) 対象災害の「○」は指定、「—」は指定外であることを示す。

※旧豊栄小学校は土砂災害危険区域にかかるため、土砂災害のおそれがある場合は、避難経路、避難者収容部分を限定し、誘導や危険度確認を行う職員を配置した上で開設する。

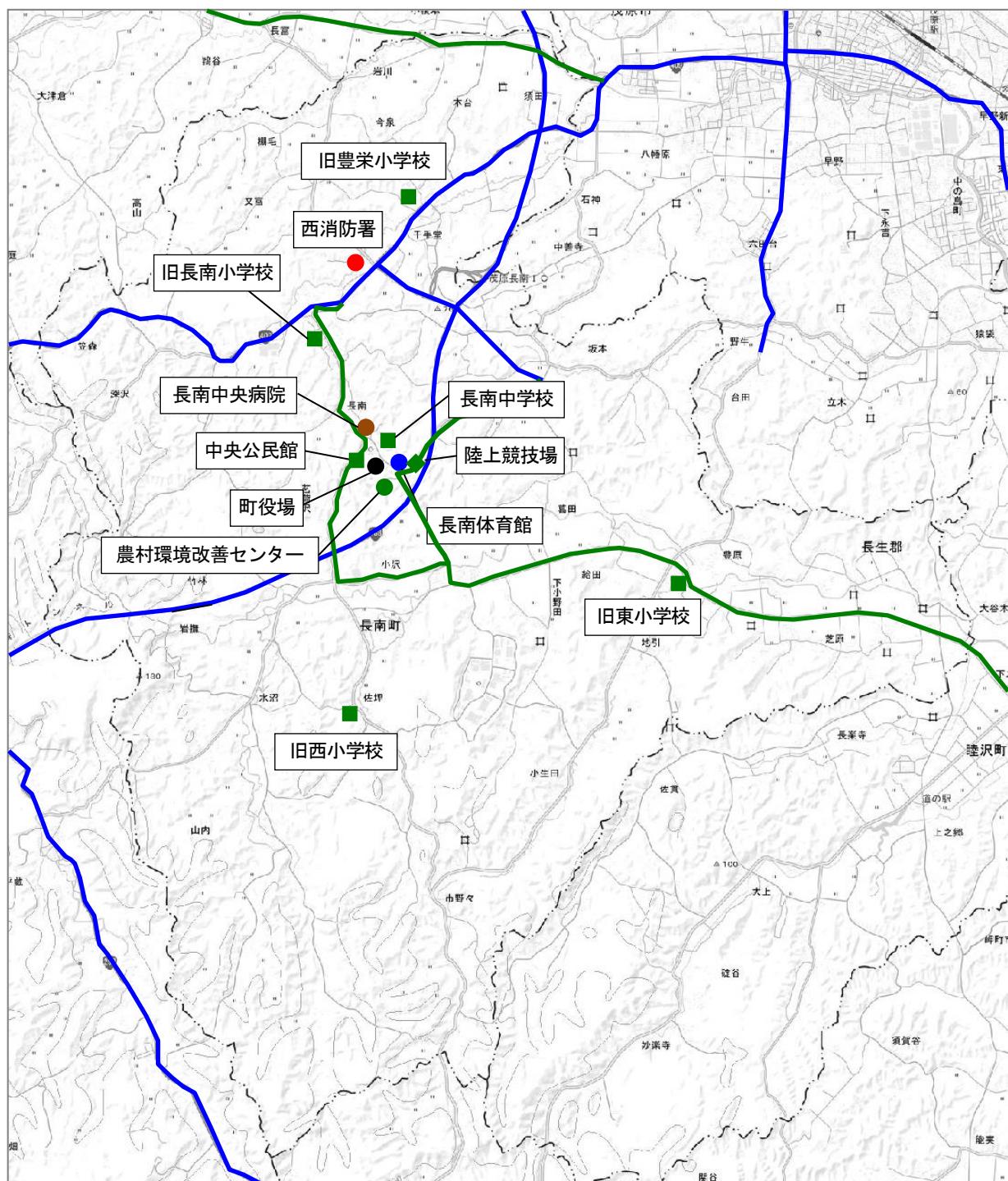
4.2 臨時ヘリコプター臨時離発着場

(令和4年1月現在)

名称	所在地		施設管理者	広さ		備考
	地名・地番	座標		幅×長さ(m)	区分	
長南町陸上競技場	報恩寺 547-1	N35, 23, 06 E140, 14, 28	町教育委員会	150×100	大	最寄消防署から 3200m

【4. 防災資源】

4.3 防災関連施設等分布図



《凡例》

- | | | | |
|-------------------------|----------------|-------|--------|
| ● 指定避難所 | ■ 指定緊急避難場所・避難所 | | |
| ◆ 指定緊急避難場所・ヘリコプター臨時離着陸場 | | | |
| ● 町役場 | ● 病院 | ● 消防署 | ● 応援拠点 |
| ■ 緊急輸送道路 (一次) | ■ 緊急輸送道路 (二次) | | |

【5. 実施要領・様式】

5. 実施要領・様式

5.1 避難所運営様式（避難所開設状況報告）

避難所開設状況報告

※第1報においては、分かるものだけで報告してかまいません。

災害対策本部報告先

F A X

T E L

避難所名			開設日時		
報告者名			報告日時		
受信手段	・FAX（番号 ） ・伝令		・TEL（番号 ） ・その他（ ）		
避難者数	約（ ）人		避難世帯数	約（ ）世帯	
けが人・ 要配慮者 の状況	けが人	・あり（ ）人	・なし	・未確認	
	要配慮者	・あり（ ）人	・なし	・未確認	
施設 の 状況	建 物	・被害あり（概要 ） ・被害なし（軽微な被害） ・未確認			
	ライフライン	・電話不通	・停電	・断水	・ガス停止
周辺 の 状況	建物倒壊	・あり（約 ）件	・なし	・未確認	
	延 燃	・延焼中（約 ）件	・大火の危険あり	・なし	・未確認
	土砂崩れ	・あり（約 ）箇所	・危険箇所あり	・なし	・未確認
	道路状況	・通行不可	・片側のみ通行可	・渋滞あり	・通行可
その他の 必要な 報告事項					
参集した 避 難 所 担 当 職 員 等 の 氏 名					
参集した 施 設 管 理 者 等 の 氏 名					

【5. 実施要領・様式】

5.2 避難所運営様式（避難者カード）

整理番号					登録処理	確認	
避難者カード							
※太枠の中を記入してください。変更が生じた場合は申し出ください。							
避難所名	中央公民館		入所年月日 時 間	年 月 日 時 分			
住所	(区名)						
電話	自宅: () 携帯: ()						
この避難所にいる家族連絡代表者	連絡代表者	ふりがな 氏名	続柄	年齢	性別	健康状態等	
	1		一		□男 □女	□良好 □けが 1□、2□※体温(度)、 3□、4□、5□、6□、7□、8□、9□、10□ □要配慮(支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)	
	2				□男 □女	□良好 □けが 1□、2□※体温(度)、 3□、4□、5□、6□、7□、8□、9□、10□ □要配慮(支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)	
	3				□男 □女	□良好 □けが 1□、2□※体温(度)、 3□、4□、5□、6□、7□、8□、9□、10□ □要配慮(支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)	
	4				□男 □女	□良好 □けが 1□、2□※体温(度)、 3□、4□、5□、6□、7□、8□、9□、10□ □要配慮(支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)	
	5				□男 □女	□良好 □けが 1□、2□※体温(度)、 3□、4□、5□、6□、7□、8□、9□、10□ □要配慮(支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)	
	6				□男 □女	□良好 □けが 1□、2□※体温(度)、 3□、4□、5□、6□、7□、8□、9□、10□ □要配慮(支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)	
の避難所にいらない家	1				所在 → □自宅 □職場 □その他()	□不明	
	2				所在 → □自宅 □職場 □その他()	□不明	
	3				所在 → □自宅 □職場 □その他()	□不明	
	4				所在 → □自宅 □職場 □その他()	□不明	
【発熱や体調の確認(問診)】事前受付での確認事項							
<p>1 新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？</p> <p>2 体温計による検温(37.5度以上の場合は、2□へチェック)</p> <p>3 呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？</p> <p>4 においや味を感じないですか？</p> <p>5 咳やたん、のどの痛みはありますか？</p> <p>6 全身がだるいなどの症状はありますか？</p> <p>7 嘔吐や吐き気がありますか？</p> <p>8 下痢がありますか？</p> <p>9 からだに発疹が出ていますか？</p> <p>10 目が赤く、鼻水、くしゃみ、咳、発熱等の健康状態等欄の該当番号□にチェックを入れること。 □が入っている場合は、専用スペースへ誘導する。良好な場合は、総合受付へ。</p>							
裏面へ続く							

避難手段	□徒歩	□自転車・オートバイ	□自動車(車種:)	No. ()		
家屋被害	□被害あり	□被害なし	□不明	ペット同行避難	□有(種類:)	□無
緊急連絡先(親族など)	住所: () 氏名: (続柄:) 電話: ()					
特記事項(病気等の留意点など)						
安否の問合せがあった場合、住所、氏名を公表してもよいですか？					□はい	□いいえ

(避難所記入欄)		
退所年月日 時 間	令和 年 月 日 時 分	
転出先	□自宅 □親族・友人宅 □仮設住宅 □その他	住所: 氏名: 電話: ()

【5. 実施要領・様式】

5.3 避難所運営様式（食料・物資依頼票）

食料・物資依頼票

No.

避 難 所 名			
依 頼 者	氏名： (町職員、施設勤務職員、区・自治会・自主防災組織役員・その他)		
依 頼 日 時	月	日	時 分
避難所連絡先	T E L :	F A X :	

分類	品 目	必要数	備 考
食料	アルファ米	食	
	クラッカー	食	
	おかゆ	食	
	粉ミルク	人分	
飲料	水 (ペットボトル)	本	500ml
物資	毛布	枚	
	子供用おむつ	人分	
	大人用おむつ	人分	
	おしりふき	人分	
	哺乳瓶	本	
	生理用品	人分	
	トイレットペーパー	巻	

【5. 実施要領・様式】

5.4 規制除外車両事前届出書

災 原子力災害応急対策用 原 民 保 護 措 置 用		災 原子力災害応急対策用 原 民 保 護 措 置 用		第 号
規制除外車両事前届出書				規制除外車両事前届出済証
令和 年 月 日		令和 年 月 日		左記のとおり事前届出を受けたことを証する
届出者住所 (電話)		千葉県公安委員会		
氏名				
				(注)
車両の用途（緊急輸送を行う車両においては、輸送人員又は品名） 委託・協定元事業者名 委託等期間				1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出で再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の使用者	住 所	千葉県		(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。 備考 用紙は、日本産業規格A4とする。
	氏名又は名称			
活動 地 域	千葉県			

【5. 実施要領・様式】

5.5 緊急通行車両等確認申出書

別記様式第3(第6条関係)

<p>令和 年 月 日</p> <p>千葉県公安委員会 殿</p> <p>緊急通行車両確認申出書</p> <p>申出者 住 所</p> <p>氏 名</p>	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	<p><input type="checkbox"/> ア 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 <input type="checkbox"/> イ 消防、水防その他の応急措置 <input type="checkbox"/> ウ 救難(救護)、救助その他保護 <input type="checkbox"/> エ 児童・生徒の応急教育(教材運搬等) <input type="checkbox"/> オ 施設、設備の応急復旧(整備・点検) <input type="checkbox"/> カ 清掃、防疫その他公衆衛生等の措置 <input type="checkbox"/> キ 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 <input type="checkbox"/> ク 緊急輸送確保のための措置</p> <p><input type="checkbox"/> 1 緊急輸送(人) <input type="checkbox"/> 2 飲料水・食料 3 建築資材等 <input type="checkbox"/> 4 衣料・寝具 5 日用雑貨品 <input type="checkbox"/> 6 医療品 7 その他()</p> <p><input type="checkbox"/> ケ その他災害発生の防禦、拡大防止等 (具体的な内容:)</p> <p>該当項目の□に「○」を記入、「ク 緊急輸送」の場合、□に数字を記入</p>
活動地域	
車両の使用者	住 所
	氏名又は名称
緊急連絡先	住 所
	氏名又は名称
備 考	<p>・ <input type="checkbox"/> 1 災害対策基本法 2 原子力災害対策基本法 3 国民保護法 <input type="checkbox"/> 1 指定行政機関 2 指定公共機関 3 指定地方行政機関 4 指定地方公共機関 5 地方公共団体 指定機関名: 1 協定・委託(委託等の場合は「1」を記入 委託等ではない場合は「0」を記入) <input type="checkbox"/> 1 事前の申出 2 規制実施後の申出</p> <p>該当項目の□に数字を記入、「指定機関名」具体的な機関名を記入</p>

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

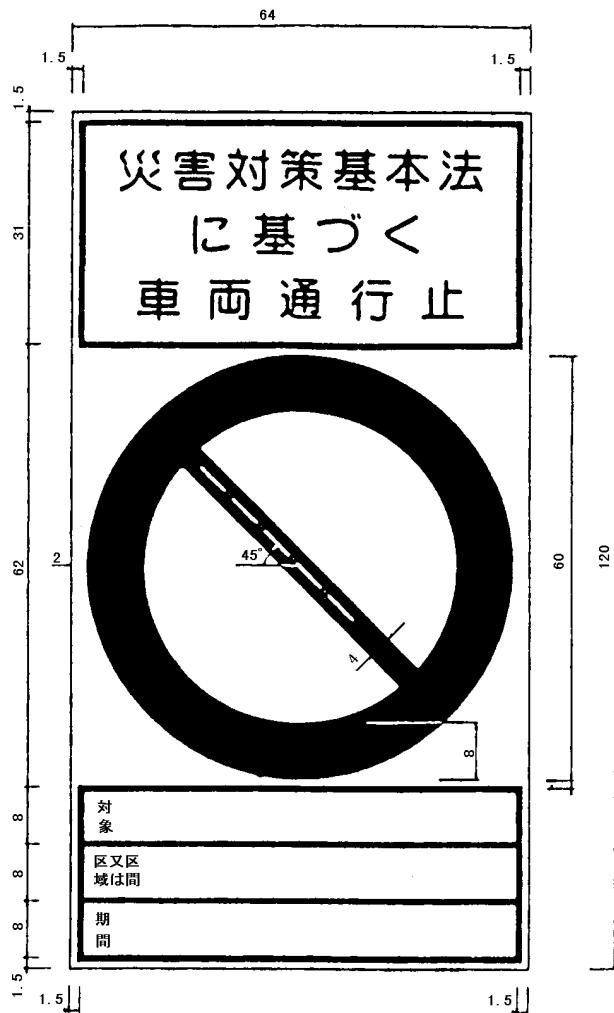
【5. 実施要領・様式】

5.6 緊急通行車両標章

第4号様式



5.7 災害対策基本法に基づく車両通行止表示



備考

- 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帶及び枠を赤色、地を白色とする。
- 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【5. 実施要領・様式】

5.8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

(令和6年8月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○賃貸型応急住宅 1 規模	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間は2年以内	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築工事費等の一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険

【5. 実施要領・様式】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考			
		建設型応急住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	借上げ、提供 期間は2年以内	等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。			
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもつて決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
	全壊 全流 失	夏 32,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
	半壊 半焼 床上浸水	夏 10,400	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
		冬	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上			
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊娠等の移送費は、別途計上			
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上			
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 51,500円以内	災害発生の日から10日以内				
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷(以下、「準半壊」) 2 住家の構造部材の修理	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯あたり 717,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内(災害対策基本法第23条)				

【5. 実施要領・様式】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	壊」)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	準半壊 348,000円以内	の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヶ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200円 中学校生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生の日から (教科書) 1月以内 (文房具及び 通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 226,100円以内 小人(12歳未満) 180,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,600円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,700円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たりの平均が 140,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

【5. 実施要領・様式】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1 3千万円以下の部分の金額については100分の10 2 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 3 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 4 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 5 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 6 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 7 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	日当 1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,100円以内 救急救命士 13,300円以内 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 大工 24,800円以内 左官 26,900円以内 とび職 27,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【6. 防災組織・協力体制】

6. 防災組織・協力体制

6.1 長南町災害対策本部条例

昭和37年12月20日
条例第19号

改正 平成13年7月2日条例第11号 平成24年9月21日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき長南町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

＜中略＞

附 則（平成24年9月21日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。（目的）

【6. 防災組織・協力体制】

6.2 災害時における千葉県内市町村間の相互援応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）

第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応急要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市長村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長から応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行う

【6. 防災組織・協力体制】

ことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

付則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

【6. 防災組織・協力体制】

6.3 災害時の医療活動に関する協定書

長南町において、大規模な災害が発生した場合、迅速かつ円滑に医療活動を実施するため長南町（以下「甲」という。）と社団法人茂原市長生郡医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（総 則）

第1条 この協定は、長南町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協定に関し必要な事項を定める。

2 甲は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき行う医療活動について、本協定に準じて乙の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、前項の定めによる甲の医療救護体制の設備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の構成派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は直ちに医師、看護婦等からなる医療救護班を編成し、現地又は甲の指定する場所に派遣するものとする。

但し、緊急やむを得ない場合には、乙は医療救護班を派遣した後甲に報告しその承認を得るものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 医療機関への収容
- (3) その他

（連絡調整）

第4条 医療救護班の救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療器具等）

第5条 医療救護班の活動に要する医療材料品等については、甲において準備提供するものとする。

（救護所の設置）

第6条 甲は災害の態様により必要に応じて避難所及び被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関等に救護所を設置する。

（収容医療機関の選定）

第7条 乙は甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとする時は、これに協力するものとする。（医療費等）

第8条 第6条に規定する救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

但し、当該患者が費用を支払うことができないと甲が判断した時は、甲において負担する。

（合同訓練）

第9条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

（費用弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの
 - ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費
 - イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
 - ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (2) 合同訓練時における医療活動の前第1号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議の上別に定めるものとする。

（医事紛争発生の措置）

第11条 この協定により実施した医療救護活動に関して、受診者等との間に医事紛争が発生した場合、甲は乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

（細 目）

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

【6. 防災組織・協力体制】

(協議)

第13条 この協定に定めていない事項又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定の有効期限は、協定締結の日から2年間とする。

但し、この協定の有効期間終了1月前までに、甲乙いずれか何らの意志表示もないときは、期間満了の日の翌日からこの協定書と同一の内容によって2年間更新するものとし、以後も同様とする。

平成2年10月1日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町長 唐 鎌 士 郎

乙 茂原市八千代1-5-4
社団法人 茂原市長生郡医師会
会長 牧野耕治

【6. 防災組織・協力体制】

6.4 災害時における応急復旧工事等に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と長南町建設業組合（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害が発生した場合において、長南町地域防災計画に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）時において、甲が管理する道路、河川等（以下「公共土木施設」という。）の機能の維持及び回復のための応急復旧工事等に対する乙の協力に関し必要な事項を定め、災害に対して迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における応急復旧工事等を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定により協力要請があったときは、乙の所有する建設資機材・労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

（体制の整備）

第4条 乙は、応急復旧工事等を速やかに施行するため、必要な建設資機材等を確保し体制の整備に努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、応急復旧工事等の終了後、乙の提供した建設資機材等の数量及び作業内容について、甲に応急復旧工事等協力状況報告書（別記様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が応急復旧工事等に要した費用は、甲の負担とし、その額及び支払方法については災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、平成20年7月1日から平成21年6月30日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長され、以降も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年7月1日

甲 長南町
長南町長 藤見昌弘

乙 長南町建設業組合
組合長 荒井茂

<以下略>

【6. 防災組織・協力体制】

6.5 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と社団法人千葉県エルピーガス協会長夷支部（以下「乙」という。）とは、長南町地域に地震、火災、風水害等の災害が発生し、長南町災害対策本部が設置され「緊急生活物資等」が必要になった場合、その供給に関する協力事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長南町内における大規模災害の発生を想定し、甲並びに町民等が必要とする「緊急生活物資等」の供給について、事前に協定を締結することによって、甲の災害対応活動並びに町民生活の安定確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「緊急生活物資等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 液化石油ガス（プロパンガス）
- (2) その他甲が必要と認める物資で、乙の対応が可能な物品

（協力要請）

第3条 甲は、長南町内に災害が発生した場合において、「緊急生活物資等」を必要とするときは甲は乙に対し、「緊急生活物資等」の供給を要請することができる。

（緊急生活物資等の供給）

第4条 乙は、前条の規定により甲から「緊急生活物資等」の供給協力の要請を受けたときは、甲の指定する場所へ「緊急生活物資等」の供給を行うよう努めるものとする。

2 前項に掲げる要請については、原則として文書をもって行うものとする。但し文章をもって要請する余裕のない場合は、口頭またはその他の手段で行うことができるものとする。

この場合において、甲は乙に対し事後速やかに文章を提出し、要請の事実を明らかにするものとする。

（供給体制の確立維持）

第5条 乙は、本協定に基づく「緊急生活物資等」の供給体制を確保するため、平常時においても数量を確保し、大規模災害の発生に備えるものとする。

- (1) 液化石油ガス（プロパンガス）
- (2) その他乙が日常取り扱っている物品

（緊急生活物資等の運搬）

第6条 本協定に基づく「緊急生活物資等」の運搬については、乙の指定するものが行うものとする。但し輸送については、緊急自動車扱いとするよう甲が配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 第4条の規定により乙が供給した「緊急生活物資等」にかかる費用は、甲が負担するものとする。

但し費用の支弁時期については、甲の災害対応状況から甲の判断により適当な時期に行うこととし、その価格については乙が提出する出荷確認書類に基づき、災害発生時直前の適正な価格を基準として、甲・乙協議の上決定するものとする。

2 前項に基づく費用の請求並びに支払い等の事務手続きについては、甲が別に定める所定の様式により行うものとする。

3 前条に基づく「緊急生活物資等」の運搬に係る経費については、乙の負担とする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3ヵ年とする。但し有効期間満了の1ヶ月前までに甲・乙のいずれかから何らかの意思表示がない限り、自動的に継続するものとする。

（補則）

第9条 この協定に定めない事項については、その都度甲・乙協議の上定めるものとする。

（附則）

1 この協定は平成20年4月1日から施行するものとする。

2 この協定を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年3月27日

【6. 防災組織・協力体制】

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町長 藤 見 昌 弘

乙 千葉県茂原市茂原661番地
社団法人千葉県エルピーガス協会
長夷支部長 齋 藤 豊 久

【6. 防災組織・協力体制】

6.6 災害時における救援物資の提供に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管轄する範囲内に（または甲の行政区域内に）、災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その災害対策本部から要請があったとき、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 乙は、甲が管理する施設内に乙が設置した別表第1に掲げる災害対応型自動販売機内の飲料水等の商品を無償提供する。

（要請方法）

第3条 甲は乙に対して、飲料水の提供等を必要とする場合は、本協定の定める内容について、救援物資提供要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは別表第1の掲げる緊急時の連絡先に対し、電話等により要請できることとし、後日速やかに飲料水供給報告書（別記第2号様式）にて報告することとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、協定の内容に従い可能な限り協力するよう努めるものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じることとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年7月23日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地

長南町

長南町長 藤見昌弘

乙 千葉県茂原市六ツ野1609-1番地

利根コカ・コーラボトリング株式会社

茂原支店

支店長 野沢次夫

【6. 防災組織・協力体制】

6.7 備蓄飲料水の供給に関する覚書

長南町（以下「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、情報提供・災害対応型自動販売機を設置に対し備蓄飲料水を無償提供する旨の基本合意をし、ここに覚書を交わした。

（趣旨）

第1条 乙は、甲の関連施設内に乙所有の情報提供・災害対応型自動販機を設置するかわりに甲が指定する防災備蓄倉庫へ備蓄飲料水として第2条2に記載の一定量を毎年1回定期的に無償提供するものとする。

（規定）

第2条 1. 乙が甲に提供する備蓄飲料水は2リットルペットボトル入りで、賞味期限が製造日より2年間のもので、納入時に製造日より経過期間が2ヶ月以内のものとする。
2. 情報提供・災害対応型自動販機設置につき、ミネラルウォーター2リットルペットボトル6本入りを1ケースとし、50ケースを無償提供するものとする。
3. 甲の在庫とする備蓄飲料水の賞味期限が切れる1ヶ月前までに、乙は甲に納入するものとする。
なお、乙の設置する情報提供・災害対応型自動販機の設置先に関して増減又は変更があったときは、その都度双方で確認し、別表第1に掲げた設置先一覧を修正する。

（期間）

第3条 この規定の有効期間は、締結の日から3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから規定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

以下、基本合意に達した事項を記載

（協議）

第4条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関して必要な事項、その他この規定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この規定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年7月23日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町
長南町長 藤見昌弘
乙 千葉県茂原市六ツ野1609-1番地
利根コカ・コーラボトリング株式会社
茂原支店
支店長 野沢次夫

【6. 防災組織・協力体制】

6.8 災害時における長南町と長南町社会福祉協議会との協力体制に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と長南町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等の運営を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長南町に発生した地震、台風その他の災害が発生した場合、長南町地域防災計画に基づき、乙が設置する災害ボランティアセンターの運営を円滑に遂行するために必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲が乙に要請する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における甲が行う救助・救急活動の実施への協力に関する事項
- (2) 避難者の誘導・避難所内の世話・業務の協力に関する事項
- (3) 被災者に関する炊き出し、救援物資の配分等に対する協力
- (4) 災害弱者（障害者、高齢者、児童等）に対するコミュニケーション支援・話し相手・慰問についての協力等
- (5) 被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力

2 前項の要請は、文書により要請事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭・電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理することができる。

（協力事項）

第3条 甲は、乙に前条に定める協力を要請するときは、次の各号に定める事項について協力するものとする。

- (1) 乙が設置する災害ボランティアセンターの拠点として適当な施設を提供する。
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な備品を貸与する。
- (3) 被災町民の避難先及び被災状況の情報提供をする。
- (4) その他要請に必要な事項

（費用負担）

第4条 災害時において乙が行う災害ボランティアセンターの活動に関し、必要な費用は甲が負担するものとする。

2 乙は当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

3 乙は費用の内訳について甲の要求に応じ説明するものとする。

（損害補償）

第5条 災害応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償はボランティア保険によるものとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、乙またはボランティアの自己負担とする。

（災害対策本部への参加）

第6条 甲から要請があったときは、長南町災害対策本部のメンバーに、災害ボランティアセンターを代表するものが加わることができる。

（災害情報連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を密にするために、その方策について事前に協議するものとする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙の協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の日から3ヶ月前までに、甲及び乙から書面による解約の申し出がないときには、更に1年間継続するものとし、以後この例によるものとする。

【6. 防災組織・協力体制】

この協定を証するため、本書2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年10月1日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110
長南町
代表者 長南町長 藤見 昌弘

乙 千葉県長生郡長南町長南2110
社会福祉法人長南町社会福祉協議会
代表者 会長 金坂 敏夫

【6. 防災組織・協力体制】

6.9 災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、長南町長（以下「乙」という。）とは、災害時に
おける各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長南町の地域で災害が発生または、発生するおそれがある場合において、甲及び乙が
必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって適切迅速かつ的確な災害
対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 長南町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 長南町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があつた場合または甲が必要と判断した場合には、甲
から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力す
るものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のう
え、これを定めるものとする。

本協定書は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を保有する。

平成23年 3月 1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 千葉県長生郡長南町長南2110番地

長南町

長南町長 藤見 昌弘

【6. 防災組織・協力体制】

6.10 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査等への協力）

第1条 甲は、長南町内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施する。
(認定調査等の内容)

第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府制作統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して行なう長南町内の家屋の調査。
- (2) 甲が発行したり災証明について町民からの相談の補助。
- (3) 建物滅失登記申請手続きに関する相談。
- (4) 土地境界復元等に関する相談。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の会員料は負担しない。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。
(研修会への参加)

第4条 甲は、必要に応じ家屋被害認定調査に関する研修会等を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。
認定調査等の終了後もまた同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（長南町の条例、規則等を含む。）の定めによるものほか、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成23年7月15日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町長 藤見昌弘

乙 千葉市中央区中央港1丁目23番25号
千葉県土地家屋調査士会 会長 笠原孝

【6. 防災組織・協力体制】

6.11 災害時飲料水の無償提供に関する覚書（伊藤園）

長南町長（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、甲乙間で平成24年2月2日締結された自動販売機設置契約に関し下記の通り覚書を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、大規模地震や台風等の自然災害により、甚大な被害が発生し避難勧告又は避難指示が発令された場合において、甲乙契約にかかる飲料用自動販売機（以下「対象自販機」という）内の商品を被災者に無償提供することを目的とする。

設置場所と機種を省略

第2条（商品の無償提供）

乙は、下記の場合に対象自販機内の商品を無償提供する。

- ① 災害の発生又は発生するおそれがある場合において、設置先の市町村長又は都道府県知事から避難勧告又は避難指示が発令された場合。
- ② 避難勧告又は避難指示が発令されない場合であっても、甲乙協議により商品の無償提供について合意がなされた場合。

第3条（通知義務）

本契約に基づき商品の無償提供を行った場合、甲は速やかにその旨及び日付、数量等を乙に通知しなければならない。

第4条（契約期間）

本覚書の有効期間は、本覚書成立日より対象自販機が撤去されるときまでとする。

第5条（特約事項）

無償提供した商品及び不正使用によるものは販売手数料の対象外とする。

第6条（協議事項）

本覚書に定めのない事項については甲乙誠意をもって協議し決定する。

本覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成24年 6月18日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110
長南町長 藤見昌弘

乙 千葉県茂原市東茂原5-6
株式会社 伊藤園茂原支店

【6. 防災組織・協力体制】

6.12 災害時における一時避難所としての使用に関する協定書

災害時における一時避難所としての使用に関し、長南町（以下「甲」という。）と 社名省略（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長南町内に大規模な地震、土砂災害等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を一時避難所として町民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難所の指定及び周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急避難所として位置づけ、町民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難所として町民に使用させるものとする。

ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

（表省略）

（使用範囲）

第4条 一時避難所として使用する範囲は以下のとおりとする。

（表省略）

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の構造、収容人員等に変更が生じた場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（一時避難所の開設）

第6条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を一時避難所として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震、土砂災害等の災害が発生し、または発生する恐れがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合。
- (2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書（第1号様式）または口頭（電話連絡を含む。）で行うものとする。

3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（避難者の誘導）

第7条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用の負担）

第8条 当該施設の使用料は無料とする。

2 当該施設を一時避難所として使用することにより生じた費用、損害については、甲乙協議により処理をする。

（支払い）

第9条 前条第2項の規定により費用負担が発生した場合、乙の要請に基づき支払うものとする。

（使用期間）

第10条 一時避難所の使用期間は、第6条の開設から地震、土砂災害等にかかる気象庁の行う警報が解除され、土砂被害等のおそれがなくなるまでの間とする。

（一時避難所の閉鎖）

第11条 第6条に基づき一時避難所としての使用を閉鎖する場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、併せて文書（第2号様式）にて通知する。

（連絡責任者）

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては下記の者とする。

ただし、協定の締結期間中に責任者等が変更された場合は、速やかに甲に報告すること。

（表省略）

（協議）

【6. 防災組織・協力体制】

第13条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 3月19日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町
長南町長 藤 見 昌 弘 ㊞

乙 千葉県長生郡長南町佐坪1782
富士リゾート(株)
代表取締役 本 庄 竜 介

千葉県長生郡長南町市野々685番地
千代田興産(株)
代表取締役 西 田 啓 一

千葉県長生郡長南町地引742番地
南茂原カントリークラブ
支配人 日 野 静 樹

千葉県市原市五井中央東1丁目1番地2
(株)長南カントリークラブ
取締役社長 石 川 信 介

千葉県市原市五井中央東1丁目1番地2
(株)長南パブリックコース
代表取締役 石 川 信 介

千葉県長生郡長南町市野々575番地
(株)日本ゴルフ俱楽部
代表取締役 山 下 英 樹

東京都港区高輪一丁目3番13号
PGMプロパティーズ3株式会社
代表取締役 石 堂 孝 蔵

東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー
(株)グリーンヴィスタゴルフ俱楽部
代表取締役 鎌 田 隆 介

【6. 防災組織・協力体制】

6.13 災害時における応急復旧工事等に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と長南町ガス協同組合（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害時（以下「災害」という。）の応急復旧工事等（以下「災害時における工事」）その他必要な作業及び、路面凍結が予想される場合の被害の未然防止また、除雪が必要な降雪が発生した場合の作業等（以下「除雪等業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は災害が発生した場合の災害時における工事及び除雪等業務に対する民間協力の一環として、甲の管理する道路、河川等の機能の維持及び回復その他の保全を図るため、乙の協力に関し必要な事項を定め、災害時における工事及び除雪等業務を迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における工事及び除雪等業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請することができる。

（協力体制）

第3条 乙は、甲から前条の規定により協力要請があったときは、乙の所有する建設資機材・労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

（体制の整備）

第4条 乙は、災害時における工事及び除雪等業務を速やかに施工するため、必要な建設資機材等を確保し体制の整備に努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、災害時における工事及び除雪等業務が完了した時は、遅滞なくその結果を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が災害時における工事及び除雪等業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙協議するものとする。

（被害が生じたときの措置）

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決にあたるものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、この協定はさらに1年間延長され、以降も同様とする。

（疑義等）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年1月28日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町長 平野貞夫

乙 長南町ガス協同組合
組合長 長南勝彦

<以下略>

【6. 防災組織・協力体制】

6.14 除雪等業務の協力に関する基本協定書

長南町（以下「甲」という。）と長南町建設業組合（以下「乙」という。）は、路面凍結が予想される場合の被害の未然防止及び除雪が必要な降雪が発生した場合の作業等（以下「除雪等業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、除雪等業務における民間協力の一環として、甲の管理する道路等の機能の確保、回復その他の保全を図るため、甲、乙間において基本的事項を定め、もって除雪等業務を迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、除雪等業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、前条の協力要請を受けた時は、可能な限り速やかに除雪等業務に必要な人員、機械等を確保し、甲が実施する除雪等業務に協力するものとする。

2 乙は、あらかじめ、甲と協議のうえ、協力体制を確立しておくものとする。

（報告）

第4条 乙は、除雪等業務が完了した時は、遅滞なくその結果を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲の要請により、乙が除雪等業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙協議して別に定めるものとする。

（被害が生じたときの措置）

第6条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決にあたるものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、この協定はさらに1年間延長され、以降も同様とする。

（疑義等）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年1月28日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町長 平野貞夫

乙 長南町建設業組合
組合長 加藤与嗣治

<以下略>

【6. 防災組織・協力体制】

6.15 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書

長南町（以下「甲」という。）と株式会社セブン－イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給並びに乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり覚書を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（1）甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）甲の区域外の災害について、関係自治体等から物資の調達若しくはあっせんを要請されたとき又は甲が救援の必要があると認めたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

ただし、要請時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができない場合があることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

（1）食料品

（2）飲料品

（3）日用品

（4）その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、物資発注書（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話その他の方法により要請し、その後速やかに物資発注書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

（費用）

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、当該運搬に係る費用は甲の負担とする。

（情報提供）

第8条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた防災・災害情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第9条 甲は、町民の生活の安定を確保するため、乙に対して乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

（連絡責任者の報告）

第10条 甲及び乙は、この覚書の成立にかかる連絡責任者を覚書締結後速やかに連絡責任者届（別紙3）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための

【6. 防災組織・協力体制】

車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。
(効力)

第12条 この覚書の有効期限は平成27年12月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了も1か月前までに甲乙いずれからも覚書解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第13条 この覚書を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(補則)

第14条 この覚書に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年12月1日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町
長南町長 平野 貞夫

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪 隆一

【6. 防災組織・協力体制】

6.16 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、長南町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、長南町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

【6. 防災組織・協力体制】

2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条 (情報交換)

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条 (有効期間)

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条 (協議)

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2016年3月17日

甲) 千葉県長生郡長南町長南2110
長南町
町長 平野 貞夫

乙) 千葉市中央区南町2-18-6
株式会社ゼンリン第一事業本部
千葉・茨城エリア統括部
部長 吉川 俊也

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

<中略>

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、長南町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また、必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

表省略

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

<表略>

【6. 防災組織・協力体制】

6.17 大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書

長生郡市において多数の死傷者が発生する大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を行う必要が生じた場合、長生郡市の中町村と医療機関が相互に協力し、医療機関に広域医療救護所を設置することにより、迅速かつ効果的な医療救護活動を行うため、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町（以下「甲」という。）と公立長生病院（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が地域防災計画及び長生郡市広域災害対応計画に基づき行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 甲は、医療救護活動を行うにあたり、本協定に基づき乙の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、甲の医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（設置）

第2条 広域医療救護所は、甲のうち、災害対策本部を設置した市町村（以下「被災市町村」という。）における傷病者が、長生郡市及び近隣市町村の医療供給を上回る場合に設置するものとし、その判断は、被災市町村及び乙が協議の上行う。

2 前項の場合において、乙が、被災市町村と協議するいとまがなく、緊急に広域医療救護所の設置が必要と判断した場合は、広域医療救護所を設置することができるものとする。この場合、乙は速やかに広域医療救護所の設置を被災市町村に報告することにより、被災市町村が乙に広域医療救護所の設置を要請したものとみなす。

（設置者）

第3条 広域医療救護所の設置者は、被災市町村のうち災害救助法の適用となった市町村（以下「設置者」という。）とする。

2 設置者の責任区分は、広域医療救護所における医療救護全般とする。

（運営責任者及び指揮者）

第4条 広域医療救護所の運営責任者及び指揮者は、乙が指定する医師とする。

（広域医療救護所における活動）

第5条 広域医療救護所における活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）トリアージ（重症度別の判定）

（2）傷病者に対する応急処置（入院を伴う手術及び入院後の治療を除く）

（3）災害拠点病院等への搬送依頼

（設置場所）

第6条 広域医療救護所の設置場所は、乙の敷地内とする。

（設置期間）

第7条 広域医療救護所の設置期間は、発災後、原則72時間とする。ただし、設置者及び乙が協議の上必要と認めた場合は、期間の短縮又は延長をすることができる。

（連絡調整）

第8条 甲及び乙は、大規模災害時の連絡調整を円滑に行うため、緊急時の連絡方法を別に定めるものとする。

（広域医療救護所の活動要員）

第9条 甲は、第5条に定める活動を円滑に行うため、甲の職員を派遣する。

2 乙は、第5条に定める活動を円滑に行うため、乙の職員の中から、適宜必要な配置を行う。

（備蓄資機材等）

第10条 広域医療救護所に要する医薬品、衛生材料及び資機材（以下「備蓄資機材等」という。）は、甲が初期費用を負担し、乙が購入するものとする。

2 備蓄資機材等の管理、整備及び更新に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

（活動にかかる物資）

第11条 第5条に定める活動に要する物資は、設置者の負担において設置者が調達するものとする。

2 前項に定める物資については、別に定めるものとする。

【6. 防災組織・協力体制】

(医療費)

- 第12条 広域医療救護所における応急処置に係る医療費の自己負担は、無料とする。
- 2 入院を伴う手術及び入院後の治療に係る医療費は、原則として患者負担とする。ただし、当該患者が費用を支払うことができないと設置者が判断した時は、設置者において負担する。
- 3 前項の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(周知)

- 第13条 甲及び乙は、長生郡市における大規模災害時の医療救護体制及び広域医療救護所の役割等について、住民に周知するものとする。
- 2 前項に定める周知方法及び内容については、別に定めるものとする。

(合同訓練)

- 第14条 甲及び乙は医療救護活動を円滑に行うため、毎年合同訓練を実施するものとする。
- 2 合同訓練の要請は、甲、乙相互に行うことができるものとし、併せて相互に協力するものとする。

(費用弁償等)

- 第15条 乙が第5条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は設置者が負担するものとする。
- (1) 医療救護活動に従事した者に対する費用弁償等は、別に定めるものとする。
- (2) 医療救護活動で使用された医薬品及び衛生材料の補填費用。ただし、診療報酬で請求した費用は除く。
- (3) 医療救護活動で使用された資機材の修理費用及び施設・設備の修理費用。

- 2 前各号の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(医事紛争発生の措置)

- 第16条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者等との間に医事紛争が発生した場合、設置者は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(協定書細目)

- 第17条 この協定をより実効性のあるものとするため、大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書細目を別に定めるものとする。

(協議)

- 第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(有効期間)

- 第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定の有効期間終了1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日からこの協定書と同一の内容によって2年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 茂原市道表1番地

茂原市

茂原市長 田中 豊彦

長生郡一宮町一宮2457番地

一宮町

一宮町長 馬淵昌也

長生郡陸沢町下之郷1650番地1

陸沢町

陸沢町長 市原 武

長生郡長生村本郷1番地77

長生村

長生村長 小高陽一

長生郡白子町関5074番地の2

【6. 防災組織・協力体制】

白子町
白子町長 林 和雄

長生郡長柄町桜谷 712番地
長柄町
長柄町長 清田 勝利

長生郡長南町長南 2110番地
長南町
長南町長 平野 貞夫

乙 茂原市本納 2777番地
長生郡市広域市町村圏組合
公立長生病院
病院事業管理者 桐谷好直

大規模災害時における広域医療救護所の医薬品、衛生材料及び資機材の整備等に関する覚書

大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく、広域医療救護所に要する医薬品、衛生材料及び資機材（以下「備蓄資機材等」という。）の整備等に関する必要な事項について、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町（以下「甲」という。）と公立長生病院（以下「乙」という。）は次のとおり覚書を締結するものとする。

（広域医療救護所設置可能時期）

第1条 広域医療救護所を設置することが可能となる時期は、広域医療救護所に要する資機材が配備された後とする。

（備蓄資機材等の購入方法）

第2条 備蓄資機材等の購入方法は、入札等の方法により適正な価格で購入するものとする。

（住民に対する周知内容）

第3条 協定書細目第9条第1号イ及び同条第2号ウで規定する周知内容は次のとおりとする。

（1） 広域医療救護所は、災害による傷病者の医療救護を行う施設であり、避難者を収容する施設ではないこと。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

＜以下略＞

大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書細目

（趣旨）

第1条 この細目は、大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書（以下「協定書」という。）第17条の規定に基づき、本協定をより実効性のあるものとするため、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 協定書第2条に定める設置について、広域医療救護所は、乙の通常機能を停止させて開設するものであることから、発災時の医療需要が長生郡市及び近隣市町村の通常の医療供給で対応したほうが良いと判断される場合は、広域医療救護所を設置しない。

（設置者）

第3条 協定書第3条において、災害救助法の適用となる市町村がなかった場合は、被災市町村を設置者とする。

（連絡調整）

第4条 協定書第8条に定める連絡方法は、原則として、衛星携帯電話を活用するものとし、災害時の状況

【6. 防災組織・協力体制】

により使用可能な機器に変更することができるものとする。

2 前項の連絡方法により、連絡調整を担当する部署は次のとおりとする。

(1) 甲は、各保健担当課とする。

(2) 乙は、総務課とする。

(広域医療救護所の活動要員)

第5条 協定書第9条に定める広域医療救護所の活動要員は、協定書第4条に定める運営責任者及び指揮者の指示により活動を行うものとする。

2 協定書第9条第1項に基づき甲が派遣する職員は各市町村1名とし、事前に定めておくものとする。

(備蓄資機材等)

第6条 協定書第10条第1項に定める備蓄資機材等の所有権は乙に属する。ただし、乙は、甲の許可なく無断でこれを転売又は処分等をしてはならない。

2 協定書第10条第2項に定める備蓄資機材等の管理、整備及び更新は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 乙は、備蓄資機材等を適切に管理、保管しなければならない。

(2) 資機材の故障に伴う修理、買い替えは、乙において対応し、その費用は、乙に故意又は重大な過失がない限り甲が負担する。

(3) 耐用年数を超えた資機材の更新については、乙において対応し、その費用は甲が負担する。

(4) 前2号による修理、買い替え、更新を行う場合、乙は事前に甲と協議しなければならない。

(5) 乙は、医薬品、衛生材料を平時の診療において使用及び補充を行い、これらが期限切れにならないよう努めるものとする。ただし、使用頻度が著しく低く、使用期限内の使用及び補充が困難であったと認められる場合においては、甲が更新費用を負担する。

(活動にかかる物資)

第7条 協定書第11条第2項に定める物資は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 非常用発電機用燃料（ガソリン）

(2) 簡易トイレ（処理剤及びトイレットペーパー含む）

(3) その他広域医療救護所の運営に必要なもの

(医療費未収金の処理)

第8条 協定書第12条第2項により、災害時の医療救護活動に係る医療費の未収が生じたときは、設置者は乙の協力のもと支払い義務者に対する調査を行うとともに、支払い不能の事情が判明した場合は、当該未収金を支払い義務者に代わって負担するものとする。

2 前項の場合において、設置者は救護所設置の次年度末までに支払うものとする。

(周知)

第9条 協定書第13条第2項に定める周知方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 平時において、甲は自ら発行する広報誌及びホームページ等を、乙は院内掲示及びホームページ等を活用し、次の内容を住民に周知するものとする。

ア 長生都市における大規模災害時の医療救護体制について

イ 広域医療救護所と避難所の役割分担について

(2) 発災時において、甲は防災行政無線等を、乙は院内放送等を活用し、次の内容周知に努めるものとする。

ア 広域医療救護所が設置された医療機関名

イ 広域医療救護所が設置された医療機関は、通常の外来診療を中止し、重症度別の応急医療救護活動を開始したことについて

ウ 広域医療救護所と避難所の役割分担について

(費用弁償等の請求、報告)

第10条 乙は協定書第15条の定めによる費用弁償等の請求、報告については、事後速やかに次により一括して設置者に行うものとする。

(1) 医療救護活動に従事した者（以下「従事者」という。）に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に「医療救護活動報告書」（様式2）及び「医療救護診療記録」（様式3）を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護活動で使用した医薬品、衛生材料等の実費弁償は前号による様式に「医薬品、衛生材料等使用報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。

(3) 医療救護活動により生じた施設設備の損害に係る実費弁償は、第1号による様式に「物件損傷等報

【6. 防災組織・協力体制】

告書」(様式5)を添えて請求するものとする。

(4) 従事者が、医療救護活動のため負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに「事故報告書」

(様式6)により報告するものとする。

(5) その他医療救護活動のため必要となる様式等については、災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)で定める様式を参考にして作成するものとする。

(報酬)

第11条 協定書第15条第1号に定める従事者に対する報酬は、その者が広域医療救護所に従事した時間数に、その者の時間外単価を乗じて得た額とする。ただし、従事した時間数のうち、その者の正規の勤務時間数は除くものとする。

2 前項の定める時間外単価は、その者の時間単価に次の各号に掲げる従事時間に応じた支給率を乗じて得た額とする。

(1) 従事した日が勤務予定日である者

従事時間	支給率
午前5時00分～午後10時00分	125 100
午後10時00分～午前5時00分	150 100

(2) 従事した日が勤務予定日以外である者

時間	支給率
午前5時00分～午後10時00分	135 100
午後10時00分～午前5時00分	160 100

(医事紛争)

第12条 協定書第16条における医事紛争のその後の処理及びすべての補償は、設置者の責任においてこれを行い、乙又は従事者は、故意又は重大な過失がない限り責任を負わないものとする。

2 設置者は、医事紛争において、乙又は従事者が自ら処理し出損したときは、乙又は従事者に、故意又は重大な過失がある場合を除き、その求償に応じなければならない。

3 乙又は従事者が損害賠償等の訴えを提訴された場合は、設置者は、訴訟参加等によって当該乙又は従事者に全面的に協力するものとする。

4 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟等に要した費用は、設置者が負担するものとする。

(担当部署)

第13条 協定書第12条第2項、第15条、第16条の場合において、設置者の担当部署は保健担当課とするものとする。

2 協定書第14条の場合、甲の担当部署は防災担当課とするものとする。

(設置者が複数の場合の対応)

第14条 協定書第12条第3項、第16条第2項において設置者が複数の場合は、次の市町村が担当するものとする。

(1) 患者が設置市町村に住所を有する場合は、当該患者の住所地の市町村。

(2) 患者が設置市町村に住所を有しない場合は、災害発生月の設置者の人口が最も多い市町村。ただし、該当患者が複数の場合は、当該人口の多い順に1名ずつ 担当する。

2 前項のほか、協定書第15条第2項及び細目第12条第4項において設置者が複数の場合の費用負担割合は、甲の広域医療救護所設置負担割合の算出方法に準ずるものとする。

(協議)

第15条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

<以下略>

【6. 防災組織・協力体制】

6.18 長南町と日本郵便株式会社茂原郵便局及び長南郵便局との包括連携協定書

長南町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社茂原郵便局及び日本郵便株式会社長南郵便局（以下「乙」という。）は、長南町民の安全・安心に資するため本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の資源の活用を図ることが有意義と認められる事項について連携を行うことにより、長南町民福祉の向上を目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため次の事項について協力する。ただし、乙が業務上知り得た個人のプライバシー等の情報は、協力の範囲に含まれないものとする。

- （1） 地域防災に關すること
- （2） 地域の安全安心に關すること
- （3） 高齢者・障害者支援に關すること
- （4） その他町民サービスの向上、地域社会の活性化に關すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途取り決める。

（甲の役割）

第3条 甲は、この協定の趣旨を職員に対し周知するものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は、社員に対して、この協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、第2条に定める事項について取り組むものとする。

（免責）

第5条 乙は、第2条の2により協議の上、取り決める取組み内容について、活動を行うことが出来なかつた場合であっても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、いずれからも異議の申し入れのない時は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（内容の見直し）

第7条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、内容の変更を行うものとする。

（疑義の解決）

第8条 本協定に定める事項及び本協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年2月5日

甲：千葉県長生郡長南町長南2110
長南町
長南町長

乙：千葉県茂原市茂原248
日本郵便株式会社茂原郵便局
茂原郵便局長

乙：千葉県長生郡長南町長南2393
日本郵便株式会社長南郵便局
長南郵便局長

【6. 防災組織・協力体制】

長南町と日本郵便株式会社との包括連携協定に係る取組内容

長南町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社茂原郵便局及び日本郵便株式会社長南郵便局（以下「乙」という。）は、協定に基づき次の各事項に取り組むものとする。

【地域防災に関する事項（災害発生時）】

- 1 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- 2 甲乙が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
- 3 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- 4 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

【地域の安全・安心に関する事項】

- 1 乙は甲に対し、業務中に発見した道路損傷状況等の情報提供を行うものとする。
- 2 甲は子ども110番の家として長南郵便局を登録する。
- 3 乙は業務中、下校時等の子どもの見守りを行うものとする。

【高齢者・障害者支援に関する事項】

- 1 乙は業務中に高齢者及び高齢者宅の異変を発見した場合は、乙の負担で甲に通報するものとする。
- 2 甲は前項の定めによる通報があったときは、問題等の解消のため、誠実に対応するものとする。
- 3 乙の通報により問題が生じた場合は、甲の責任と負担により問題解決にあたることとし、当事者及びその関係者に対し、通報者名等について公表しないものとする。

【その他町民サービスの向上、地域社会の活性化に関する事項】

その他町民サービスの向上や地域活性化に資する提言等を相互に行うこととする。

別紙

役場担当連絡先

1 長南町役場

防災関係	総務室	46-2111
道路関係	地域整備室	46-3394
高齢者・障害者関係	保健福祉室	46-2116
児童・生徒関係	学校教育室	46-3398
その他	役場代表電話	46-2111

【6. 防災組織・協力体制】

6.19 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 長南町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、長南町内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関する必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が長南町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

(引渡し)

第7条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第8条 福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

(福祉用具等物資の運搬)

第9条 福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めるものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

また甲は、乙が燃料及び車両等の交通手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

(配慮事項)

第11条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報・避難勧告その他立入制限が出てきている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第12条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の損失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする

(費用)

第13条 第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払い請求書を受理したときは、その内容を確認し、

【6. 防災組織・協力体制】

受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報連絡体制の確認)

第14条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年度始めに相互の情報連絡体制を確認するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第15条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第16条 この協定書の有効期間は毎年度末とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも期間について申し出がない場合は、翌年度においても協定を更新するものとし、以後同様とする。

(疑義の決定)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和2年2月10日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地

長南町

長南町長 平野貞夫

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

理事長 小野木孝二

【6. 防災組織・協力体制】

6.20 大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書

長生郡市において多数の死傷者が発生する大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を行う必要が生じた場合、長生郡市の中町村と医療機関が相互に協力し、医療機関に広域医療救護所を設置することにより、迅速かつ効果的な医療救護活動を行うため、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町（以下「甲」という。）と医療法人 SHIODA 塩田記念病院（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が地域防災計画及び長生郡市広域災害対応計画に基づき行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 甲は、医療救護活動を行うにあたり、本協定に基づき乙の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、甲の医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（設置）

第2条 広域医療救護所は、甲のうち、災害対策本部を設置した市町村（以下「被災市町村」という。）における傷病者が、長生郡市及び近隣市町村の医療供給を上回る場合に設置するものとし、その判断は、被災市町村及び乙が協議の上行う。

2 前項の場合において、乙が、被災市町村と協議するいとまがなく、緊急に広域医療救護所の設置が必要と判断した場合は、広域医療救護所を設置することができるものとする。この場合、乙は速やかに広域医療救護所の設置を被災市町村に報告することにより、被災市町村が乙に広域医療救護所の設置を要請したものとみなす。

（設置者）

第3条 広域医療救護所の設置者は、被災市町村のうち災害救助法の適用となった市町村（以下「設置者」という。）とする。

2 設置者の責任区分は、広域医療救護所における医療救護全般とする。

（運営責任者及び指揮者）

第4条 広域医療救護所の運営責任者及び指揮者は、乙が指定する医師とする。

（広域医療救護所における活動）

第5条 広域医療救護所における活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）トリアージ（重症度別の判定）

（2）傷病者に対する応急処置（入院を伴う手術及び入院後の治療を除く）

（3）災害拠点病院等への搬送依頼

（設置場所）

第6条 広域医療救護所の設置場所は、乙の敷地内とする。

（設置期間）

第7条 広域医療救護所の設置期間は、発災後、原則72時間とする。ただし、設置者及び乙が協議の上必要と認めた場合は、期間の短縮又は延長をすることができる。

（連絡調整）

第8条 甲及び乙は、大規模災害時の連絡調整を円滑に行うため、緊急時の連絡方法を別に定めるものとする。

（広域医療救護所の活動要員）

第9条 甲は、第5条に定める活動を円滑に行うため、甲の職員を派遣する。

2 乙は、第5条に定める活動を円滑に行うため、乙の職員の中から、適宜必要な配置を行う。

（備蓄資機材等）

第10条 広域医療救護所に要する医薬品、衛生材料及び資機材（以下「備蓄資機材等」という。）は、甲が初期費用を負担し、乙が購入するものとする。

2 備蓄資機材等の管理、整備及び更新に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

（活動にかかる物資）

第11条 第5条に定める活動に要する物資は、設置者の負担において設置者が調達するものとする。

2 前項に定める物資については、別に定めるものとする。

（医療費）

【6. 防災組織・協力体制】

第12条 広域医療救護所における応急処置に係る医療費の自己負担は、無料とする。

2 入院を伴う手術及び入院後の治療に係る医療費は、原則として患者負担とする。ただし、当該患者が費用を支払うことができないと設置者が判断した時は、設置者において負担する。

3 前項の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(周知)

第13条 甲及び乙は、長生郡市における大規模災害時の医療救護体制及び広域医療救護所の役割等について、住民に周知するものとする。

2 前項に定める周知方法及び内容については、別に定めるものとする。

(合同訓練)

第14条 甲及び乙は医療救護活動を円滑に行うため、毎年合同訓練を実施するものとする。

2 合同訓練の要請は、甲、乙相互に行うことができるものとし、併せて相互に協力するものとする。

3 合同訓練の実施内容等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 合同訓練に係る経費の負担については、別に定めるものとする。

(費用弁償等)

第15条 乙が第5条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は設置者が負担するものとする。

(1) 医療救護活動に従事した者に対する費用弁償等は、別に定めるものとする。

(2) 医療救護活動で使用された医薬品及び衛生材料の補填費用。ただし、診療報酬で請求した費用は除く。

(3) 医療救護活動で使用された資機材の修理費用及び施設・設備の修理費用。

2 前各号の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(医事紛争発生の措置)

第16条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者等との間に医事紛争が発生した場合、設置者は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(協定書細目)

第17条 この協定をより実効性のあるものとするため、大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書細目を別に定めるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定の有効期間終了1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日からこの協定書と同一の内容によって2年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 茂原市道表1番地

茂原市

茂原市長 田中 豊彦

長生郡一宮町一宮2457番地

一宮町

一宮町長 馬淵昌也

長生郡睦沢町下之郷1650番地1

睦沢町

睦沢町長 市原 武

長生郡長生村本郷1番地77

長生村

長生村長 小高陽一

【6. 防災組織・協力体制】

長生郡白子町関 5074 番地の2
白子町
白子町長 林 和雄

長生郡長柄町桜谷 712 番地
長柄町
長柄町長 清田 勝利

長生郡長南町長南 2110 番地
長南町
長南町長 平野 貞夫

乙 長生郡長柄町国府里 550 番地 1
医療法人 SHIODA
塩田記念病院
院長 青柳 傑

大規模災害時における広域医療救護所の医薬品、衛生材料及び資機材の整備等に関する覚書

大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく、広域医療救護所に要する医薬品、衛生材料及び資機材（以下「備蓄資機材等」という。）の整備等に関する必要な事項について、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町（以下「甲」という。）と医療法人 SHIODA 塩田記念病院（以下「乙」という。）は次のとおり覚書を締結するものとする。

（広域医療救護所設置可能時期）

第1条 広域医療救護所を設置することが可能となる時期は、広域医療救護所に要する資機材が配備された後とする。

（備蓄資機材等の購入方法）

第2条 備蓄資機材等の購入方法は、入札等の方法により適正な価格で購入するものとする。

（住民に対する周知内容）

第3条 協定書細目第9条第1号イ及び同条第2号ウで規定する周知内容は次のとおりとする。

（1） 広域医療救護所は、災害による傷病者の医療救護を行う施設であり、避難者を収容する施設ではないこと。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

＜以下略＞

大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書細目

（趣旨）

第1条 この細目は、大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書（以下「協定書」という。）第17条の規定に基づき、本協定をより実効性のあるものとするため、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 協定書第2条に定める設置について、広域医療救護所は、乙の通常機能を停止させて開設するものであることから、発災時の医療需要が長生郡市及び近隣市町村の通常の医療供給で対応したほうが良いと判断される場合は、広域医療救護所を設置しない。

（設置者）

第3条 協定書第3条において、災害救助法の適用となる市町村がなかった場合は、被災市町村を設置者とする。

（連絡調整）

第4条 協定書第8条に定める連絡方法は、原則として、衛星携帯電話を活用するものとし、災害時の状況により使用可能な機器に変更することができるものとする。

【6. 防災組織・協力体制】

2 前項の連絡方法により、連絡調整を担当する部署は次のとおりとする。

(1) 甲は、各保健担当課とする。

(2) 乙は、総務課とする。

(広域医療救護所の活動要員)

第5条 協定書第9条に定める広域医療救護所の活動要員は、協定書第4条に定める運営責任者及び指揮者の指示により活動を行うものとする。

2 協定書第9条第1項に基づき甲が派遣する職員は各市町村1名とし、事前に定めておくものとする。

(備蓄資機材等)

第6条 協定書第10条第1項に定める備蓄資機材等の所有権は乙に属する。ただし、乙は、甲の許可なく無断でこれを転売又は処分等をしてはならない。

2 協定書第10条第2項に定める備蓄資機材等の管理、整備及び更新は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 乙は、備蓄資機材等を適切に管理、保管しなければならない。

(2) 資機材の故障に伴う修理、買い替えは、乙において対応し、その費用は、乙に故意又は重大な過失がない限り甲が負担する。

(3) 耐用年数を超えた資機材の更新については、乙において対応し、その費用は甲が負担する。

(4) 前2号による修理、買い替え、更新を行う場合、乙は事前に甲と協議しなければならない。

(5) 乙は、医薬品、衛生材料を平時の診療において使用及び補充を行い、これらが期限切れにならないよう努めるものとする。ただし、使用頻度が著しく低く、使用期限内の使用及び補充が困難であったと認められる場合においては、甲が更新費用を負担する。

(活動にかかる物資)

第7条 協定書第11条第2項に定める物資は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 非常用発電機用燃料（ガソリン及び軽油）

(2) 簡易トイレ（処理剤及びトイレットペーパー含む）

(3) その他広域医療救護所の運営に必要なもの

(医療費未収金の処理)

第8条 協定書第12条第2項により、災害時の医療救護活動に係る医療費の未収が生じたときは、設置者は乙の協力のもと支払い義務者に対する調査を行うとともに、支払い不能の事実が判明した場合は、当該未収金を支払い義務者に代わって負担するものとする。

2 前項の場合において、設置者は救護所設置の次年度末までに支払うものとする。

(周知)

第9条 協定書第13条第2項に定める周知方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 平時において、甲は自ら発行する広報誌及びホームページ等を、乙は院内掲示及びホームページ等を活用し、次の内容を住民に周知するものとする。

ア 長生郡市における大規模災害時の医療救護体制について

イ 広域医療救護所と避難所の役割分担について

(2) 発災時において、甲は防災行政無線等を、乙は院内放送等を活用し、次の内容周知に努めるものとする。

ア 広域医療救護所が設置された医療機関名

イ 広域医療救護所が設置された医療機関は、通常の外来診療を中止し、重症度別の応急医療救護活動を開始したことについて

ウ 広域医療救護所と避難所の役割分担について

(合同訓練に係る経費)

第10条 協定書第14条第4項に定める合同訓練に係る経費の負担については、消耗品、その他合同訓練に要した費用の実費相当額（人件費を除く。）を甲が負担するものとする。

(費用弁償等の請求、報告)

第11条 乙は協定書第15条の定めによる費用弁償等の請求、報告については、事後速やかに次により括して設置者に行うものとする。

(1) 医療救護活動に従事した者（以下「従事者」という。）に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に「医療救護活動報告書」（様式2）及び「医療救護診療記録」（様式3）を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護活動で使用した医薬品、衛生材料等の実費弁償は前号による様式に「医薬品、衛生材料等

【6. 防災組織・協力体制】

使用報告書」(様式4)を添えて請求するものとする。

- (3) 医療救護活動により生じた施設設備の損害に係る実費弁償は、第1号による様式に「物件損傷等報告書」(様式5)を添えて請求するものとする。
- (4) 従事者が、医療救護活動のため負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに「事故報告書」(様式6)により報告するものとする。
- (5) その他医療救護活動のため必要となる様式等については、災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)で定める様式を参考にして作成するものとする。

(費用弁償等の支払)

第12条 甲は、前条の規定により請求・報告された費用弁償等請求書等の内容を調査し、適當と認められたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(従事者に対する報酬等)

第13条 協定書第15条第1項第1号に定める従事者に対する報酬は、次に定める額とする。(午前9時00分から午後5時00分まで)

- (1) 医師 (1人1時間あたり) 5,725円
- (2) 看護師 (1人1時間あたり) 3,125円
- (3) 事務職等 (1人1時間あたり) 1,900円

2 前項に定める時間以外の報酬は、前項に定めた額に次に掲げる従事時間に応じた支給率を乗じて得た額(円未満四捨五入)とする。

従事時間	支給率
午前5時00分から午前9時00分まで	125
午後5時00分から午後10時00分まで	100
午後10時00分から午前5時00分まで	150
	100

(医事紛争)

第14条 協定書第16条における医事紛争のその後の処理及びすべての補償は、設置者の責任においてこれをを行い、乙又は従事者は、故意又は重大な過失がない限り責任を負わないものとする。

- 2 設置者は、医事紛争において、乙又は従事者が自ら処理し出損したときは、乙又は従事者に、故意又は重大な過失がある場合を除き、その求償に応じなければならない。
- 3 乙又は従事者が損害賠償等の訴えを提訴された場合は、設置者は、訴訟参加等によって当該乙又は従事者に全面的に協力するものとする。
- 4 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟等に要した費用は、設置者が負担するものとする。

(担当部署)

第15条 協定書第12条第2項、第15条、第16条の場合において、設置者の担当部署は保健担当課とするものとする。

- 2 協定書第14条の場合、甲の担当部署は防災担当課とするものとする。

(設置者が複数の場合の対応)

第16条 協定書第12条第3項、第16条第2項において設置者が複数の場合は、次の市町村が担当するものとする。

- (1) 患者が設置市町村に住所を有する場合は、当該患者の住所地の市町村。
- (2) 患者が設置市町村に住所を有しない場合は、災害発生月の設置者の人口が最も多い市町村。ただし、該当患者が複数の場合は、当該人口の多い順に1名ずつ 担当する。

- 2 前項のほか、協定書第15条第2項及び細目第12条第4項において設置者が複数の場合の費用負担割合は、甲の広域医療救護所設置負担割合の算出方法に準ずるものとする。

(協議)

第17条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

<以下略>

【6. 防災組織・協力体制】

6.21 災害に係る情報発信等に関する協定

長南町（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に
関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、長南町内（以下「町内」という。）の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、
甲が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互
いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおり、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法に
ついて合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホー
ムページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス
上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービ
ス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティ
ア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く
周知すること。
 - (5) 甲が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資
に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名
を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行
い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にか
かる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するた
め、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）
により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をして
はならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容につ
いて、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事
者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1
年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協
議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年5月1日

甲：千葉県長生郡長南町長南2110

長南町

長南町長 平野貞夫

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊健太郎

【6. 防災組織・協力体制】

6.22 災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とは、長南町に大規模な地震、風水害その他の災害又は広範囲に渡る感染症等の発生（以下「大規模災害等の発生」という。）があった場合、感染症の拡大を防ぎ住民生活の安定を回復するための防疫業務について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害等の発生時に甲が行う防疫業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害等の発生に際し必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる活動（以下「防疫活動等」という。）の実施について、協力を要請することができる。

- （1）水害時等における防疫活動
- （2）衛生害獣・害虫駆除活動
- （3）感染症発生時の消毒活動

（要請方法）

第3条 甲は、前条各号に掲げる事項の協力を要請するときは、感染症対策消毒業務要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（防疫活動等の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、直ちに要請された防疫活動等の実施場所に出動し、甲の職員の指示により防疫活動等を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき防疫活動等を実施したときは、感染症対策消毒業務実施報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）を防疫活動等完了の日から2週間以内に甲に提出するものとする。ただし、報告書を2週間以内に提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日、これを提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条の規定により乙が防疫活動等を実施するために要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

2 乙が、建築物所有者等の要請により、甲の請求業務の範囲を超える防疫活動等を実施した場合は、その経費は乙が当該請求をした所有者に請求するものとする。

（価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、大規模災害等の発生の直前における市場の適正価格を基準として、甲乙協議して決定する。

（損害賠償）

第9条 乙は、防疫活動等に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、防疫活動等を実施する場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏洩してはならない。

（協定の効力）

第11条 この協定の期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、この期間満了の日の30日前までに甲乙いずれからも相手方に対して文書により協定を延長しない旨の申し出がないときは、協定を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は協定に変更若しくは疑義があるときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年7月1日

【6. 防災組織・協力体制】

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町
長南町長 平野 貞夫

乙 千葉県千葉市中央区中央3丁目3番1号
一般社団法人 千葉県ペストコントロール協会
会長 矢代 秀明

【6. 防災組織・協力体制】

6.23 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

長南町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、長南町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧および事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

なお、甲乙間で平成20年7月23日付け締結の「長南町防災行政無線の活用に関する協定書」は、この協定締結をもって失効するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して停電復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（相互協力の範囲）

第3条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

（1）乙から甲への主な要請

- ① 甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請
- ② 甲が保有する広報手段による停電情報の発信

（2）甲から乙への主な要請

乙が保有する広報車による広報活動の要請

（停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有）

第4条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。

2 甲は、長南町内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。

4 甲は、長南町内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

5 乙は、長南町内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

（1）乙が甲に提供する情報

- ① 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- ② 知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況
- ③ プレスリリースの内容

（2）甲が乙に提供する情報

- ① 知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報
- ② 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- ③ 住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

（重要施設の優先復旧）

第5条 長南町内の停電復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は、優先すべき施設リストを乙に提供する。

- ・生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- ・指定避難所として開設されている施設
- ・災害対応の中枢機能となる甲の災害対策本部が存在する施設
- ・上下水道施設などライフライン施設

2 乙は、停電復旧計画の策定にあたっては、前項に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、前項の施設リストに沿った停電復旧が困難な場合は、双方で調整を図る。

【6. 防災組織・協力体制】

(広報活動)

第6条 乙は、長南町内において停電が発生した場合は、乙が実施可能な広報手段にて情報発信を行うとともに、乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定書に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 本協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月1日

長生郡長南町長南2110番地

甲 長南町
長南町長 平野 貞夫

木更津市貝渕3丁目13番40号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
木更津支社長 飯尾 真

災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

長南町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、令和2年7月1日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる樹木などの障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）及び同復旧に係る甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）並びに予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）及び道路法に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、相互協力を目的とする。

（対象区域）

第2条 対象とする区域は、道路法その他関係法令及び甲の条例などに基づき甲が管理している全ての道路、里道、農林道等に関連する区域とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

（復旧作業及び啓開作業の協力）

第3条 乙は、応急措置を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行うこととする。

2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

3 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが困難な場合、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を依頼し、甲は同技術員の指示に基づき除去等を行う。

【6. 防災組織・協力体制】

- 4 乙は、前項により甲からの技術員の派遣要請に基づき、速やかに乙の技術員を派遣する。
- 5 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 6 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 7 第1項又は第5項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。
- 8 災害などの状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第1項又は第5項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。

(費用負担)

第4条 第3条第2項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。

- 2 乙は、前項による請求を精査し適當と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。
- 3 第3条第6項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項による請求を精査し適當と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。
- 5 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

第5条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際ににおける障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

- 2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用できる。

(連絡体制)

第6条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業及び啓開作業の連携等のため別図の「復旧作業および啓開作業における連携フロー」及び別表の「復旧作業、啓開作業の連絡体制」により連絡体制を確立する。

- 2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、隨時更新のうえ、甲乙共有する。
(実施責任)

第7条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

- 2 復旧作業及び啓開作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(災害の予防)

第8条 甲及び乙は、電力設備への被害が想定される箇所の予防伐採について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携し可能な範囲において必要な措置を講じる。

(定めのない事項等)

第9条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月1日

長生郡長南町長南2110番地
甲 長南町
長南町長 平野 貞夫
木更津市貝渕3丁目13番40号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
木更津支社長 飯尾 真

【6. 防災組織・協力体制】

災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書

長南町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、令和2年7月1日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、甲及び乙の情報共有に関して、必要な事項を定める。

（目的）

第1条 本覚書は、基本協定に規定する災害の発生に伴う大規模停電の発生時において、乙は東京電力グループの社員（以下「連絡調整員」という。）を甲に派遣し、甲及び乙がそれぞれ持つ情報の共有を図ることを目的とする。

（連絡調整員の役割）

第2条 乙が派遣する連絡調整員は、必要に応じて、甲が開催する災害対策本部会議等の会議に出席し、甲乙間の情報連携と要請窓口としての役割を担う。

2 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

（1）乙が甲に提供する情報

- ① 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- ② 知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況
- ③ プレスリリースの内容

（2）甲が乙に提供する情報

- ① 知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報
- ② 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- ③ 住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

3 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

（1）乙から甲への主な要請

- ① 甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請
- ② 甲が保有する広報手段による停電情報の発信

（2）甲から乙への主な要請

- ① 乙が保有する広報車等による広報活動の要請

（情報の共有）

第3条 甲及び乙は、停電復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、甲乙協議の上、乙は連絡調整員を甲の指定する場所に派遣する。

2 連絡調整員の派遣を行う場合は、乙は速やかに連絡調整員を手配し、甲は連絡調整員の受け入れに必要な執務スペースや休憩場等の準備を行う。

3 連絡調整員の派遣を行わない場合は、甲及び乙にて設定した連絡窓口を通じて、情報の共有および要請を行う。

4 連絡調整員の派遣の解除については、甲乙協議の上決定する。

（費用の負担）

第4条 本覚書に関わる費用の負担は、双方において発生しないものとする。

（定めのない事項等）

第5条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月1日

長生郡長南町長南2110番地

甲 長南町

長南町長 平野 貞夫

木更津市貝渕3丁目13番40号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

木更津支社長 飯尾 真

【6. 防災組織・協力体制】

災害時における電源車の配備に関する覚書

長南町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、令和2年7月1日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、乙が管理する電源車（以下「電源車」という）に関して、必要な事項を定める。

（適用）

第1条 電源車の配備は、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生の恐れがある場合に適用するものとする。なお、ここで言う長時間とは、内閣府より示された「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」に記載のある人命救助の観点から重要となる非常用電源の確保時間を目安とする。

（配備の手続き）

第2条 甲は、基本協定第5条に規定する重要施設を優先し、乙へ電源車配備の要請を行う。

2 乙は前項による甲からの要請と保有台数を勘案し、甲と協議のうえ電源車を配備する施設を決定する。ただし、複数の自治体で停電が発生した時には、乙は千葉県と協議のうえ、電源車を配備する施設を決定する。

3 乙が電源車の待機場所として、甲の所有地を必要とする場合は、甲は可能な限りその利用を認める。

4 電源車の配備に必要な電気主任技術者等の要員は、原則、電源車を配備する施設の管理者の責任において確保する。

5 要請等に関する双方の連絡先は別途定める。

（電源車の運転と取外し）

第3条 乙は、電源車の運転状態を監視するとともに、給油の手配を行う。

2 甲及び乙は、電力系統からの電力供給が再開した場合は、特段の理由がない限り、相互協力のもと速やかに電源車の取外しを行う。

（自衛措置）

第4条 甲は、災害の発生に伴う長時間停電に備え、平時から非常用発電機等の電力供給を確保する自衛措置に努める。

（定めのない事項等）

第5条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月1日

長生郡長南町長南2110番地

甲 長南町

長南町長 平野 貞夫

木更津市貝渕3丁目13番40号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

木更津支社長 飯尾 真

【6. 防災組織・協力体制】

6.24 災害時における支援協力に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と千葉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長南町において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）について、必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲が長南町地域防災計画に基づき、本部を設置する体制をとるものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙、及び乙の会員が行う行政書士業務は、主に別表に掲げる行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同条の3の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務（以下「災害応急支援業務」という。）とする。

- (1) 甲の依頼による乙の会員の派遣
- (2) 乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営
- (3) その他、甲が必要と認める業務

（連絡体制等の整備）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する対応が実施できるよう、必要な人員を確保、動員する方法を定めておくものとする。

3 協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（協力の要請）

第5条 甲は、災害応急支援業務を実施する必要があると判断した時は、「協力要請書」（以下「要請書」という。第1号様式）により、乙に協力要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請するものとし、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第2条に定められたもののほか、特に必要があると認められたときは、本条第1項と同様に要請することができるものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき、第3条に掲げる業務について協力するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、前条に基づく業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「支援活動報告書」（以下「報告書」という。第2号様式）に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 業務の実施場所及び期間
- (2) 業務の内容
- (3) 業務に従事した者の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

（費用負担）

第8条 乙の業務に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、場合により、その経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

（相談者の負担）

第9条 乙は、甲の要請による被災者支援について、相談者に負担を求めない。ただし、印紙、証紙、登録

【6. 防災組織・協力体制】

免許税、官公署納付金等の実費については、この限りでない。

(損害の補償)

第10条 第3条に掲げる業務に従事する者が、他人に損害を与える、又は負傷し、又は疾病にかかり、あるいは死亡した場合における補償について、甲は負担を負わないものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告する。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書面をもってこの協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(雑則)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月 日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町
長南町長 平野貞夫

乙 千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県教育会館本館4階
千葉県行政書士会
会長 中村利雄

<以下略>

【6. 防災組織・協力体制】

6.25 大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書

長生郡市において多数の死傷者が発生する大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を行う必要が生じた場合、長生郡市の中町村と医療機関が相互に協力し、医療機関に広域医療救護所を設置することにより、迅速かつ効果的な医療救護活動を行うため、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町（以下「甲」という。）と社会医療法人社団正朋会 宮倉病院（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が地域防災計画及び長生郡市広域災害対応計画に基づき行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 甲は、医療救護活動を行うにあたり、本協定に基づき乙の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、甲の医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（設置）

第2条 広域医療救護所は、甲のうち、災害対策本部を設置した市町村（以下「被災市町村」という。）における傷病者が、長生郡市及び近隣市町村の医療供給を上回る場合に設置するものとし、その判断は、被災市町村及び乙が協議の上行う。

2 前項の場合において、乙が、被災市町村と協議するいとまがなく、緊急に広域医療救護所の設置が必要と判断した場合は、広域医療救護所を設置することができるものとする。この場合、乙は速やかに広域医療救護所の設置を被災市町村に報告することにより、被災市町村が乙に広域医療救護所の設置を要請したものとみなす。

（設置者）

第3条 広域医療救護所の設置者は、被災市町村のうち災害救助法の適用となった市町村（以下「設置者」という。）とする。

2 設置者の責任区分は、広域医療救護所における医療救護全般とする。

（運営責任者及び指揮者）

第4条 広域医療救護所の運営責任者及び指揮者は、乙が指定する医師とする。

（広域医療救護所における活動）

第5条 広域医療救護所における活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）トリアージ（重症度別の判定）

（2）傷病者に対する応急処置（入院を伴う手術及び入院後の治療を除く）

（3）災害拠点病院等への搬送依頼

（設置場所）

第6条 広域医療救護所の設置場所は、乙の敷地内とする。

（設置期間）

第7条 広域医療救護所の設置期間は、発災後、原則72時間とする。ただし、設置者及び乙が協議の上必要と認めた場合は、期間の短縮又は延長をすることができる。

（連絡調整）

第8条 甲及び乙は、大規模災害時の連絡調整を円滑に行うため、緊急時の連絡方法を別に定めるものとする。

（広域医療救護所の活動要員）

第9条 甲は、第5条に定める活動を円滑に行うため、甲の職員を派遣する。

2 乙は、第5条に定める活動を円滑に行うため、乙の職員の中から、適宜必要な配置を行う。

（備蓄資機材等）

第10条 広域医療救護所に要する医薬品、衛生材料及び資機材（以下「備蓄資機材等」という。）は、甲が初期費用を負担し、乙が購入するものとする。

2 備蓄資機材等の管理、整備及び更新に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

（活動にかかる物資）

第11条 第5条に定める活動に要する物資は、設置者の負担において設置者が調達するものとする。

2 前項に定める物資については、別に定めるものとする。

【6. 防災組織・協力体制】

(医療費)

- 第12条 広域医療救護所における応急処置に係る医療費の自己負担は、無料とする。
- 2 入院を伴う手術及び入院後の治療に係る医療費は、原則として患者負担とする。ただし、当該患者が費用を支払うことができないと設置者が判断した時は、設置者において負担する。
- 3 前項の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(周知)

- 第13条 甲及び乙は、長生郡市における大規模災害時の医療救護体制及び広域医療救護所の役割等について、住民に周知するものとする。
- 2 前項に定める周知方法及び内容については、別に定めるものとする。

(合同訓練)

- 第14条 甲及び乙は医療救護活動を円滑に行うため、毎年合同訓練を実施するものとする。
- 2 合同訓練の要請は、甲、乙相互に行うことができるものとし、併せて相互に協力するものとする。
- 3 合同訓練の実施内容等については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 4 合同訓練に係る経費の負担については、別に定めるものとする。

(費用弁償等)

- 第15条 乙が第5条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は設置者が負担するものとする。
- (1) 医療救護活動に従事した者に対する費用弁償等は、別に定めるものとする。
- (2) 医療救護活動で使用された医薬品及び衛生材料の補填費用。ただし、診療報酬で請求した費用は除く。
- (3) 医療救護活動で使用された資機材の修理費用及び施設・設備の修理費用。
- 2 前各号の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(医事紛争発生の措置)

- 第16条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者等との間に医事紛争が発生した場合、設置者は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(協定書細目)

- 第17条 この協定をより実効性のあるものとするため、大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書細目を別に定めるものとする。

(協議)

- 第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(有効期間)

- 第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定の有効期間終了1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日からこの協定書と同一の内容によって2年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 茂原市道表1番地
茂原市
茂原市長 田中 豊彦
長生郡一宮町一宮2457番地
一宮町
一宮町長 馬淵 昌也
長生郡睦沢町下之郷1650番地1
睦沢町
睦沢町長 田中憲一
長生郡長生村本郷1番地77
長生村
長生村長 小高 陽一

【6. 防災組織・協力体制】

長生郡白子町関 5074番地の2
白子町
白子町長 林 和雄
長生郡長柄町桜谷 712番地
長柄町
長柄町長 清田 勝利
長生郡長南町長南 2110番地
長南町
長南町長 平野 貞夫

乙 茂原市高師 687番地
社会医療法人社団正朋会
宍倉病院
理事長 宍倉 朋胤

大規模災害時における広域医療救護所の医薬品、衛生材料及び資機材の整備等に関する覚書

大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく、広域医療救護所に要する医薬品、衛生材料及び資機材（以下「備蓄資機材等」という。）の整備等に関する必要な事項について、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町（以下「甲」という。）と社会医療法人社団正朋会 宍倉病院（以下「乙」という。）は次のとおり覚書を締結するものとする。

（広域医療救護所設置可能時期）

第1条 広域医療救護所を設置することが可能となる時期は、広域医療救護所に要する資機材が配備された後とする。

（備蓄資機材等の購入方法）

第2条 備蓄資機材等の購入方法は、入札等の方法により適正な価格で購入するものとする。

（住民に対する周知内容）

第3条 協定書細目第9条第1号イ及び同条第2号ウで規定する周知内容は次のとおりとする。

（1） 広域医療救護所は、災害による傷病者の医療救護を行う施設であり、避難者を収容する施設ではないこと。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

＜以下略＞

大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書細目

（趣旨）

第1条 この細目は、大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書（以下「協定書」という。）第17条の規定に基づき、本協定をより実効性のあるものとするため、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 協定書第2条に定める設置について、広域医療救護所は、乙の通常機能を停止させて開設するものであることから、発災時の医療需要が長生郡市及び近隣市町村の通常の医療供給で対応したほうが良いと判断される場合は、広域医療救護所を設置しない。

（設置者）

第3条 協定書第3条において、災害救助法の適用となる市町村がなかった場合は、被災市町村を設置者とする。

（連絡調整）

第4条 協定書第8条に定める連絡方法は、原則として、衛星携帯電話を活用するものとし、災害時の状況により使用可能な機器に変更することができるものとする。

【6. 防災組織・協力体制】

2 前項の連絡方法により、連絡調整を担当する部署は次のとおりとする。

(1) 甲は、各保健担当課とする。

(2) 乙は、事務局とする。

(広域医療救護所の活動要員)

第5条 協定書第9条に定める広域医療救護所の活動要員は、協定書第4条に定める運営責任者及び指揮者の指示により活動を行うものとする。

2 協定書第9条第1項に基づき甲が派遣する職員は各市町村2名とし、事前に定めておくものとする。

(備蓄資機材等)

第6条 協定書第10条第1項に定める備蓄資機材等の所有権は乙に属する。ただし、乙は、甲の許可なく無断でこれを転売又は処分等をしてはならない。

2 協定書第10条第2項に定める備蓄資機材等の管理、整備及び更新は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 乙は、備蓄資機材等を適切に管理、保管しなければならない。

(2) 資機材の故障に伴う修理、買い替えは、乙において対応し、その費用は、乙に故意又は重大な過失がない限り甲が負担する。

(3) 耐用年数を超えた資機材の更新については、乙において対応し、その費用は甲が負担する。

(4) 前2号による修理、買い替え、更新を行う場合、乙は事前に甲と協議しなければならない。

(5) 乙は、医薬品、衛生材料を平時の診療において使用及び補充を行い、これらが期限切れにならないよう努めるものとする。ただし、使用頻度が著しく低く、使用期限内の使用及び補充が困難であったと認められる場合においては、甲が更新費用を負担する。

(活動にかかる物資)

第7条 協定書第11条第2項に定める物資は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 非常用発電機用燃料（LPGガス）

(2) 簡易トイレ（処理剤及びトイレットペーパー含む）

(3) その他広域医療救護所の運営に必要なもの

(医療費未収金の処理)

第8条 協定書第12条第2項により、災害時の医療救護活動に係る医療費の未収が生じたときは、設置者は乙の協力のもと支払い義務者に対する調査を行うとともに、支払い不能の事情が判明した場合は、当該未収金を支払い義務者に代わって負担するものとする。

2 前項の場合において、設置者は救護所設置の次年度末までに支払うものとする。

(周知)

第9条 協定書第13条第2項に定める周知方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 平時において、甲は自ら発行する広報誌及びホームページ等を、乙は院内掲示及びホームページ等を活用し、次の内容を住民に周知するものとする。

ア 長生郡市における大規模災害時の医療救護体制について

イ 広域医療救護所と避難所の役割分担について

(2) 発災時において、甲は防災行政無線等を、乙は院内放送等を活用し、次の内容周知に努めるものとする。

ア 広域医療救護所が設置された医療機関名

イ 広域医療救護所が設置された医療機関は、通常の外来診療を中止し、重症度別の応急医療救護活動を開始したことについて

ウ 広域医療救護所と避難所の役割分担について

(合同訓練に係る経費)

第10条 協定書第14条第4項に定める合同訓練に係る経費の負担については、消耗品、その他合同訓練に要した費用の実費相当額（人件費を除く。）を甲が負担するものとする。

(費用弁償等の請求、報告)

第11条 乙は協定書第15条の定めによる費用弁償等の請求、報告については、事後速やかに次により括して設置者に行うものとする。

(1) 医療救護活動に従事した者（以下「従事者」という。）に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に「医療救護活動報告書」（様式2）及び「医療救護診療記録」（様式3）を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護活動で使用した医薬品、衛生材料等の実費弁償は前号による様式に「医薬品、衛生材料等

【6. 防災組織・協力体制】

使用報告書」(様式4)を添えて請求するものとする。

- (3) 医療救護活動により生じた施設設備の損害に係る実費弁償は、第1号による様式に「物件損傷等報告書」(様式5)を添えて請求するものとする。
- (4) 従事者が、医療救護活動のため負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに「事故報告書」(様式6)により報告するものとする。
- (5) その他医療救護活動のため必要となる様式等については、災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)で定める様式を参考にして作成するものとする。

(費用弁償等の支払)

第12条 甲は、前条の規定により請求・報告された費用弁償等請求書等の内容を調査し、適當と認められたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(従事者に対する報酬等)

第13条 協定書第15条第1項第1号に定める従事者に対する報酬は、次に定める額とする。(午前9時00分から午後5時00分まで)

- (1) 医師 (1人1時間あたり) 5,725円
- (2) 看護師 (1人1時間あたり) 3,125円
- (3) 事務職等 (1人1時間あたり) 1,900円

2 前項の定める時間以外の報酬は、前項に定めた額に次に掲げる従事時間に応じた支給率を乗じて得た額(円未満四捨五入)とする。

従事時間	支給率
午前 5時00分 から 午前 9時00分まで	125
午後 5時00分 から 午後 10時00分まで	100
午後 10時00分 から 午前 5時00分まで	150
	100

(医事紛争)

第14条 協定書第16条における医事紛争のその後の処理及びすべての補償は、設置者の責任においてこれをい、乙又は従事者は、故意又は重大な過失がない限り責任を負わないものとする。

- 2 設置者は、医事紛争において、乙又は従事者が自ら処理し出損したときは、乙又は従事者に、故意又は重大な過失がある場合を除き、その求償に応じなければならない。
- 3 乙又は従事者が損害賠償等の訴えを提訴された場合は、設置者は、訴訟参加等によって当該乙又は従事者に全面的に協力するものとする。
- 4 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟等に要した費用は、設置者が負担するものとする。

(担当部署)

第15条 協定書第12条第2項、第15条、第16条の場合において、設置者の担当部署は保健担当課とするものとする。

2 協定書第14条の場合、甲の担当部署は防災担当課とするものとする。

(設置者が複数の場合の対応)

第16条 協定書第12条第3項、第16条第2項において設置者が複数の場合は、次の市町村が担当するものとする。

- (1) 患者が設置市町村に住所を有する場合は、当該患者の住所地の市町村。
- (2) 患者が設置市町村に住所を有しない場合は、災害発生月の設置者の人口が最も多い市町村。ただし、該当患者が複数の場合は、当該人口の多い順に1名ずつ担当する。

2 前項のほか、協定書第15条第2項及び細目第14条第4項において設置者が複数の場合の費用負担割合は、甲の広域医療救護所設置負担割合の算出方法に準ずるものとする。

(協議)

第17条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

<以下略>

【6. 防災組織・協力体制】

6.26 災害時における物資供給に関する協定

長南町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（1）町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）町以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要と認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

（1）「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を町長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

（担当者名簿の作成）

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成

【6. 防災組織・協力体制】

し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年9月3日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町
長南町長 平野 貞夫 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳 印

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バーレ、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水(ペットボトル)、水、即席麺、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ(大人用・子供用)、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

別紙②

事務担当者名簿 〈略〉

【6. 防災組織・協力体制】

6.27 災害時支援協定書

長南町（以下「甲」という）と特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構（以下「乙」という）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害時（以下、「災害時」という）における活動、復興及び対策支援に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、災害時において、甲の要請に基づき乙の提供する活動、復興及び対策支援について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

（内容）

第2条 甲が乙に支援を要請する内容は以下のとおりとする。

- (1) 乙が別途作成する「支援内容一覧表」に記載のある事項
- (2) 防災訓練、合同訓練等、災害対策に関する事項
- (3) 災害に備えたロボットの確保・購入及びロボット運用保守に関する事項
- (4) 支援内容を検討するためのロボット操作体験会等に関する事項
- (5) その他甲及び乙の協議のうえ決定した事項

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、甲との協議により支援内容を決定し、必要な人員、ロボット等を調達し、支援要請に応ずるものとする。ただし、やむを得ず支援要請に応じられない場合（災害規模に対しロボットの個数が不足する場合、緊急性が高くロボットの派遣が間に合わない場合、輸送経路の断裂による到達不能等）はこの限りではない。

3 「支援内容一覧表」の内容は、甲乙協議の上、必要に応じて適宜改定する。なお、改定は次項の方法によって行う。

4 「支援内容一覧表」の改定は、以下の方法によって行う。

- ① 乙が、災害時支援協定の対象となるロボットを適宜追加する。
- ② 甲において、追加された対象ロボットの操作体験をした上で、支援内容を合意する。
- ③ 「支援内容一覧」に合意した支援内容を反映させる。

5 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

6 乙は、支援できる内容に変更が生じたときは、その旨を遅滞なく甲に通知するものとする。

（支援要請）

第3条 甲は、災害時に乙の支援を必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により支援を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は要請書によらず口頭により要請し、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条第1項の要請に基づく支援活動に係る費用（移動交通費、輸送費、燃料費、消耗品代等の通常必要となる一切の費用）は、原則として甲が負担する。

（秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た一切の情報を、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、情報を受領した者は、法律に基づき守秘義務を負う者（弁護士、会計士又は税理士等）に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限りそれらの者に情報を開示することができる。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については適用しない。

- (1) 開示を受けた際、すでに自己が保有していた情報
- (2) 開示を受けた際、すでに公知となっている情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく取得していた情報

（災害の補償）

第6条 この協定に基づき実施した支援に伴い生じた損害の補償は、乙の責に帰すべき事由によるものを除き、甲の責任において対処する。

（平常時の準備）

第7条 乙は、活動、復興及び対策支援内容等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙のロボットの

【6. 防災組織・協力体制】

活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の2ヶ月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、この協定は1年間更新され、以降も同様とする。

2 本条により契約が終了した場合、又は第10条により本契約が解除された場合でも、第5条の規定は有効に存続する。

(変更及び解除)

第10条 甲及び乙は、協議により本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができる。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項について、必要な協議事項及び疑義が生じたときは、甲・乙双方とも誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年9月3日

(甲) 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町 町長 平野 貞夫 印

(乙) 東京都千代田区神田小川町2丁目10番地
香取ビルアックス8階
特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構
理事長 佐藤 知正 印

(様式第1号) (略)

【6. 防災組織・協力体制】

6.28 災害時における災害復旧対策等業務に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と公益社団法人千葉県測量設計業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合及び災害が発生するおそれがある場合、災害復旧対策等に係る業務（以下「業務」という。）の実施に関し、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第1条 この協定は、災害時における住民の身体、生命及び財産の安全と生活の安定を確保し、甲が管理する道路、河川、その他の公共施設（工事施工中等の施設を含め、以下「公共施設」という）の機能の確保及び復旧等を実施するため、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（業務の範囲）

第2条 この業務の範囲は、公共施設等における災害発生箇所及び災害が発生するおそれがある箇所とする。

（業務の内容）

第3条 甲は、公共施設等において業務の必要が認められる時、乙に対して支援要請することができるものとする。

2 乙は、甲から協力要請があった場合、できる限り速やかに、業務を実施するものとする。

3 乙は、あらかじめ業務に関する対応が実施できるよう、必要な技術者及び資器材等の確保、動員の方法を定めておくものとする。

4 乙は、業務を速やかに実施するため乙の会員であり、長南町建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録されている者（以下「受託者」という）により、支援体制を整備しておくものとする。

（支援の要請）

第4条 甲から乙への支援要請は派遣依頼書（様式1）の提出をもって行うものとする。

2 前項によりがたい場合は、甲から乙へ派遣依頼を口頭で行うことができるものとし、この場合において、甲は、後日速やかに派遣依頼書を乙に提出するものとする。

3 乙は、派遣依頼書を受理後、速やかに受託者を選任し、甲へ派遣通知書（様式2）の提出を行い、派遣するものとする。

（支援の受託）

第5条 甲は、乙から派遣された受託者に対し、業務の依頼書（様式3）を提出し、受託者は受託書（様式4）の提出を持って業務を行うものとする。

（完了の報告）

第6条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なくその結果を甲に報告するものとする。

（経費の負担等）

第7条 甲の支援要請による業務のために要した経費は、甲が負担する。

2 業務に要した経費の積算は、災害発生時における最新の「千葉県積算基準」等を準用するものとする。

3 甲は、業務に要した費用について受託者の請求に基づき受託者と協議の上、長南町財務規則に基づく契約の締結を行い、速やかに支払うものとする。

（損害の補償）

第8条 第3条により、業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の、本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用によるものとする。

（期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においてもまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めていない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

【6. 防災組織・協力体制】

甲及び乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年6月24日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町長 平野貞夫

乙 千葉県千葉市中央区中央4-16-1
公益社団法人 千葉県測量設計業協会
会長 古里 弘

様式1～4 〈略〉

【6. 防災組織・協力体制】

6.29 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と社会福祉法人長南町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における長南町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長南町災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 長南町災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

【6. 防災組織・協力体制】

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。（センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力をを行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 4年10月 1日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町
長南町長 平野貞夫 印

乙 千葉県長生郡長南町長南2110番地
社会福祉法人長南町社会福祉協議会
会長 鈴木壽一 印

【6. 防災組織・協力体制】

6.30 災害時における什器・備品等の供給協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 長南町（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション（以下「乙」という。）は、長南町に地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、什器・備品等の供給協力に関する事項について協定を締結する。

(目的)

第2条 この協定は、災害時における災害対策施設の設営、応急対策及び復旧業務を実施するにあたり必要な什器・備品等を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定め、もって迅速な災害復旧を行うことを目的とする。

(供給協力に関する事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の供給協力に関する事項は、原則として長南町災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第4条 甲は、災害時において、什器・備品等の供給を必要とするときは、乙に対し、乙の取扱品目の供給について協力を要請することができる。

2 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、合理的な範囲で他の業務に優先して甲に協力するものとする。

(什器・備品等の種類)

第5条 甲が、乙に要請する什器・備品等は、次に掲げるものとする。

（1）別紙様式で掲げる什器・備品等

（2）その他乙の調達できる範囲内で甲が指定する什器・備品等

(要請手続き)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（1）要請する理由

（2）要請する什器・備品等の品目及び数量

（3）要請する期間

（4）運搬、設置、撤去（以下、「運搬等」という。）する場所

（5）運搬方法

（6）その他必要な事項

(什器・備品等の引き渡し)

第7条 什器・備品等の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所（但し、通常の運搬方法で運搬可能な場所）とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して什器・備品等を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙（又は乙が指定する者）が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

(保管等)

第8条 甲は、乙から什器・備品等の供給協力を受けたときは、善良な管理者の注意をもって保管するものとする。

(損害の負担)

第9条 什器・備品等の供給協力について損害が生じたときは、その損害の責について甲乙協議して定める。

(報告)

第10条 乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項について文書をもって甲に報告を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

【6. 防災組織・協力体制】

- (1) 協力した什器・備品等の品目及び数量
- (2) 運搬方法及び運搬場所
- (3) その他必要な事項

(費用)

第11条 第4条及び第6条の規定により乙が甲に要請による協力の実施に要した費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、前条に規定する報告に基づき災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(費用の支払い)

第12条 前条第2項の規定に基づき決定した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第13条 甲及び乙は、支援協力に関する事項を円滑に行うため、連絡先、連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合、速やかに相手先に報告するものとする。

(情報交換)

第14条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び什器・備品等の供給等について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

(有効期限)

第16条 この協定書の有効期限は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(疑義等の決定)

第17条 この協定について疑義が生じたときは、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を称するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保管する。

令和5年1月20日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町
町長 平野貞夫

乙 東京都品川区大崎一丁目6番1号
一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション
代表理事 中塚克敏

別記第1号様式 〈略〉

別記第2号様式 〈略〉

別記第3号様式 〈略〉

【6. 防災組織・協力体制】

6.31 災害時における物資供給に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

【6. 防災組織・協力体制】

令和6年2月20日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町
長南町長 平野 貞夫

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

【6. 防災組織・協力体制】

6.32 災害時における燃料等の供給に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と千葉県石油商業組合茂原支部（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、「長南町地域防災計画」に基づき甲が実施する災害対応活動のための燃料等の供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、甲が必要とする燃料等の供給を速やかに実施し、甲の災害対応活動の安全確保を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、燃料等の供給を受けようとするときは、乙に供給を要請するものとする。また、甲は乙の会員に直接要請できるものとする。

2 甲は、乙又は乙の会員に対して前項に定める要請を行う場合は、要請する燃料等及びその数量について明記した物資要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請し、事後速やかに物資要請書を提出するものとする。

（燃料等の範囲）

第3条 甲が乙又は乙の会員に供給を要請する燃料等の種類は、次のとおりとする。

- （1）ガソリン （2）軽油 （3）灯油
- （4）混合油 （5）A重油 （6）その他乙が取り扱う燃料

（供給の実施）

第4条 乙又は乙の会員は、前条の規定により供給の要請を受けたときは、甲に対し優先的に燃料等を供給するものとする。

（燃料の引渡し）

第5条 燃料等の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員又は甲の指定する者を派遣し、燃料等を確認の上引渡しを受けるものとする。

2 燃料等の輸送が必要となった場合は、原則として甲が行うものとする。ただし、甲において輸送が著しく困難な場合は、乙又は乙の会員は輸送に協力するものとする。

3 乙又は乙の会員は、引き渡しが完了したときは、燃料等及びその数量について明記した物資供給完了報告書（別記第2号様式）を速やかに甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙又は乙の会員から引渡しを受けた燃料等の代金及び前条第2条のただし書きの規定により乙又は乙の会員が輸送を行った場合に要した経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第7条 乙又は乙の会員から供給を受ける燃料等の価格は、災害の発生する直前時における単価を基準とし、甲乙協議して決定する。また、第5条第2項のただし書きに規定する乙又は乙の会員が燃料等の運搬を行った場合の経費も、甲乙協議して決定する。

（支払い）

第8条 甲は、乙又は乙の会員からの引渡しを受けた燃料等の代金及び第5条第2項のただし書きの規定により乙又は乙の会員が燃料等の運搬を行った場合の経費を、乙又は乙の会員の請求に基づき支払うものとする。

（連絡体制）

第9条 要請および供給に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先一覧（別紙）を作成し、双方で保有するものとする。

2 連絡先一覧に変更が生じた場合は、速やかに改正し相手方に提出するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

【6. 防災組織・協力体制】

第11条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月8日

甲 長生郡長南町長南2110番地
長南町
長南町長 平野貞夫

乙 茂原市茂原185番地
千葉県石油商業組合茂原支部
支部長 安藤裕治

(別記第1号様式) (第2条関係) 〈略〉
(別記第2号様式) (第5条関係) 〈略〉

長南町地域防災計画

(令和7年3月修正)

発 行 長南町防災会議

編 集 長南町総務課

〒297-0192

千葉県長生郡長南町長南2110番地

電話 0475-46-2111 (代表)
